

河合町議会会議録

令和2年9月8日 開会

河合町議会

令和2年第3回（9月）河合町議会定例会会議録目次

第 2 号 （9月8日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○出席説明員	1
○議会事務局出席者	2
○開議の宣告	3
○一般質問	3
中山 義 英	3
佐 藤 利 治	26
西 村 潔	39
梅 野 美智代	54
長谷川 伸 一	62
○散会の宣告	78
○署名議員	81

令和 2 年 9 月 8 日（火曜日）

（第 2 号）

令和2年第3回（9月）河合町議会定例会会議録

議事日程（第2号）

令和2年9月8日（火）午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13名）

1番	森 光 祐 介	2番	常 盤 繁 範
3番	梅 野 美智代	4番	佐 藤 利 治
5番	中 山 義 英	6番	坂 本 博 道
7番	長谷川 伸 一	8番	杵 本 光 清
9番	大 西 孝 幸	10番	馬 場 千恵子
11番	岡 田 康 則	12番	西 村 潔
13番	谷 本 昌 弘		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	清 原 和 人	副 町 長	田 中 敏 彦
教 育 長	竹 林 信 也	総務部 参 事	横 山 泰 典
企 画 部 長	福 井 敏 夫	総務部 部 長	澤 井 昭 仁
福 祉 部 長	浮 島 龍 幸	住 民 生 活 部 長	門 口 光 男
ま ち づ く り 推 進 部 長	堀 内 伸 浩	教 育 部 長	上 村 欣 也
企 画 部 次 長	森 嶋 雅 也	総 務 部 次 長	上 村 卓 也
ま ち づ く り 推 進 部 次 長	福 辻 照 弘	ま ち づ く り 推 進 部 次 長	石 田 英 毅
安 心 安 全 推 進 課 長	吉 川 浩 行	総 務 課 長	小 野 雄 一 郎

税務課長	新井俊洋	高齢福祉課長	古谷真孝
住民生活課長	上村英伸	環境衛生課長	松村豊範
まちづくり 推進課長	中島照仁	教育総務課長	中尾勝人
生涯学習課長	小槻公男		

会議に従事した事務局職員

局長	佐藤桂三	局長補佐	高根亜紀
----	------	------	------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（杵本光清） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しておりますので、令和2年第3回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（杵本光清） 本日の日程は一般質問です。

本日は、受付番号1番から5番までの方の質問です。

それでは、受付順に質問を許します。

なお、登壇での質疑の際はマスクを外させていただくことがありますので、ご了承願います。

◇ 中山義英

○議長（杵本光清） 1番目に、中山義英議員、登壇の上質問願います。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

（5番 中山義英 登壇）

○5番（中山義英） おはようございます。

議席番号5番、中山義英、それでは、議長の許可を得て、ただいまより一般質問通告書に従って一般質問を行います。

テーマ1、地籍調査について。

地籍調査とは、国土調査法に基づく国土調査の一つで、主に市町村が主体となって1筆ご

との土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査のことを言います。

現在、登記所に備え付けられている地図や図面は、そのほとんどが明治時代の地租改正によって作られたもので、土地の境界が不明確であったり、測量精度も低かったため、土地の実態を正確に把握することができません。そのため、境界争いや税制上の不公平等様々な問題が生じています。

地籍調査を行うことの重要性や必要性については、東日本大震災の復旧・復興事業の際に再認識されたものの、全国的にはその進捗状況が大幅に遅れており、南海トラフ地震や首都直下型地震の想定される地域での地籍調査の早期実施が課題となっています。

平成29年10月2日開催の奈良県市町村長サミットにおいて、奈良県から配付された地籍調査の推進に関する資料では、全国の地籍調査実施の進捗率は52%となっています。一方、奈良県下の市町村の進捗率は12%と全国平均より40%低く、全国では上から44番目と全く進んでいないことが分かります。

県内の地籍調査進捗状況では、広陵町、大淀町の2町だけが地籍調査を完了しています。河合町の進捗率は55.6%と県下の市町村の中では7番目に進捗率が高いものの、まだ4割以上は未調査のままとなっています。

地籍調査に関連して、以下4点質問します。

1、河合町内で地籍調査が完了した地域と完了していない地域はどこか。また、それぞれの面積はどれぐらいあるのか。

2、地籍調査が進んでいない原因について。

3、地籍調査に関する河合町の今後の方針について。

4、地籍調査が完了した土地の固定資産税の取扱いについて。

テーマ2、河合愛A I 構想及び都市計画マスタープランについて。

町長が進めておられる河合愛A I 構想は、公共施設の再編、教育のまち、子育て環境の3つを柱とし、町民とともに夢を語り、愛を集め、知恵を出し合うことで夢の実現を実感できる構想と説明されています。

しかし、河合町の厳しい財政状況を考えると、夢を語っている場合ではなく、もっと現実目に向けて、全力で財政健全化に向けたあらゆる取組を進めていくべきではないでしょうか。

町長からは、現状を踏まえ、将来に向けてどのようなまちづくりを進めていくのかといっ

た河合町のまちづくりの指針となる基本構想や都市計画マスタープランが示されていません。

そこで、2点質問します。

1、町長はどのようなまちづくりを進めていこうとされているのか。その計画の指針となる基本構想はどういったものか。また、河合愛A I構想はどこに位置づけされる計画か。

2、清原町長は、町長選挙の際、選挙公報の中で、町職員から企業誘致セールスリーダーを選抜と書かれていますが、企業誘致に関する計画及びそれに必要な都市計画マスタープランはどうなっているのか。

以上で登壇しての質問を終え、後の質問は自席にて行います。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） まず初めに、私のほうから、今ご質問いただきました河合愛A I構想と企業誘致セールスリーダーについてお答えいたします。

まちづくりの基本理念を人に優しく人情あふれる温かい河合町と決めました。そのために、夢を語り、愛を集め、知恵を出し合うこと、それから、協力して働く協働が重要だと考えております。

基本理念の実現のため、これまでの町民の皆様の夢や希望を取り入れました夢ビジョンを礎とした河合愛A I構想を基本構想と位置づけました。ファシリティマネジメント、教育のまち、子育て環境という3つの施策を軸として、それぞれ展開していくことは町の魅力向上につながり、人口減少の歯止めとなり、健全財政につながる好循環を生み出す最優先課題と考えております。

また、土地利用とまちづくりは密接な関係にあるとの視点に立ち、河合愛A I構想と都市計画マスタープランとの整合を図りつつ想定していきたいと考えております。

企業誘致リーダー選抜は、さきに述べました基本的な計画を定めつつ、旧河合第三小学校跡地利活用に企業ゾーンの検討、それから、県道天理王寺線開通による沿線活用、不毛田川治水対策などについての整理を行ってまいります。その方針が定まり次第、企業誘致セールスリーダーを選抜し、積極的に推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○まちづくり推進課長（中島照仁） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島照仁） 私のほうより、1番、地籍調査につきましての（1）河合町内で地籍調査が完了した地域としていない地域はどこか、また、それぞれの面積はどの

程度であるのか、(2)地籍調査が進んでいない原因について、(3)地籍調査に関する河合町の今後の方針に関しましてお答えいたします。

まず、(1)地籍調査が完了した地区につきましては、泉台地区、大輪田地区、城内地区、薬井地区、市場地区、城古地区、長楽地区、池部地区、山坊地区及び星和台地区となっており、合計10地区となっております。

また、完了していない地区と面積につきましては、佐味田地区1.2平方キロメートル、穴闇地区0.6平方キロメートル、緑ヶ丘地区0.1平方キロメートル、西穴闇地区0.2平方キロメートル、西山台地区0.03平方キロメートル、彩りの杜地区0.01平方キロメートル、広瀬台地区0.2平方キロメートル、中山台地区0.2平方キロメートル、高塚台地区0.4平方キロメートル、久美ヶ丘地区0.1平方キロメートルであり、合計10地区3.04平方キロメートルとなっております。

続きまして、(2)調査が進んでいない原因はどの質問であります。地籍調査につきましては、昭和59年度を最後に休止となっておりますが、現在進んでいない要因といたしましては、筆界などが問題となり土地の売買や交換、また、相続時におきまして登記がなされていないものがあり、また、所有権以外の権利設定がなされているもの及び穴闇・西穴闇地区におきましては、字の混在、筆界の入り乱れにより問題が多く生じたことなどが要因と考えられます。

続きまして、(3)今後の方針についてであります。本町といたしましては、災害復旧の迅速化など様々な効果があることや、地籍が明確化されることで高齢化の課題となっている土地相続の問題が解消されることなどから、安心・安全なまちづくりの形成という観点におきましても十分な効果があり、必要な調査と認識しております。

しかし、調査の実施におきましては、予算に関する協議、また、調査に係る人員の配置などに関する課題がありますので、それらの協議の結果を踏まえ、実施に必要不可欠となります。各自治会などの協力要請なども含めた意向確認を進めてまいりたいと考えております。

地籍調査に関しまして、私のほうからは以上であります。

続きまして、項目の2、都市計画マスタープランにつきましてお答えさせていただきます。

まず、(2)企業誘致に関する計画やその計画に必要な都市計画マスタープランはどうなっているのかとの質問につきまして回答させていただきます。

河合町の都市づくりの基本的方針を定めた河合町都市計画マスタープランは、平成8年7月に策定されました。

策定以降、高齢化社会の到来、市街地の振興、地域の特性を生かした個性豊かなまちづくりへの取組が求められるなど、本町を取り巻く社会、経済情勢が大きく変化したことを受け、平成12年4月に第1次改定が行われたものであります。

平成21年4月には、人口減少社会を迎え、安定・成熟した都市型社会への転換が求められ、本町におきましても少子高齢化への対応、安定した豊かな暮らしづくり、自然や歴史の保全と活用が求められたことにより、第2次の改定が行われたものであります。

そして、これからの人口構成や社会情勢の変化を見据え、現在におきまして、第3次の改定作業に取り組んでいるところでございます。企業誘致に関する事項につきましても、上位計画となります河合愛AI構想との整合を図った上で方針を定めてまいりたいと考えております。

私のほうより、以上であります。

○税務課長（新井俊洋） はい、議長。

○議長（杵本光清） 新井税務課長。

○税務課長（新井俊洋） 私のほうからは、4点目の質問としまして、地籍調査が完了した土地の固定資産税の取扱いについてということでお答えさせていただきます。

地籍調査が完了した土地に係る固定資産税につきましては、地籍調査によって地積が増加した場合には、地籍調査が行われる前の旧地積により課税し、地籍調査によって地積が減少した場合には、地籍調査が行われた後の新地積により課税しております。

以上です。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） それでは、まず、地籍調査のほうから質問します。

国・県が説明している地籍調査を行うことの必要性、重要性について主なものを3点ほどお答えください。

○まちづくり推進部長（堀内伸浩） 議長。

○議長（杵本光清） 堀内まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（堀内伸浩） 地籍調査について、国・県が述べている地籍調査の必要性というところで、3点というところで、まず1つ、土地に係るトラブルの未然防止、1つ、大規模な土砂災害や河川氾濫による浸水被害が発生した場合に、元の地形が分からない状態となった際に、地籍調査が完了している地域では、迅速な災害救助や仮設住宅の設置、集団

移転造成工事等速やかな復興につながっている。1つ、固定資産税の課税の適正化等が挙げられます。

そのほかにも、土地取引の円滑化、森林耕作放棄地の把握、適切な管理指導ができるというところもあります。

以上です。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） 大体そのようなことなんですけれども、国・県が説明している中で、最近特に重要視されていることは、地籍調査が完了している地域では、迅速な災害救助や仮設住宅の設置、集団移転造成工事等速やかな復興につながっている点です。

では、河合町の地籍調査に関連して、問題点を含め3点質問しますのでお答えください。

1点目は、河合町は昭和46年に河合町地籍調査推進委員会規則を制定し、今年ではほぼ半世紀になりますが、一部の地域では地籍調査は手つかずの状態です。地籍調査はいつから誰の指示でストップしているのか。

2点目は、地籍調査を行った結果、仮に100坪で登記されている土地が実際には150坪あることが判明しても、固定資産税は100坪のまま課税されています。この課税はどういった根拠に基づくものか。

3点目は、地籍調査の費用負担について。

以上、3点についてお答えください。

○議長（杵本光清） 堀内まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（堀内伸浩） 私のほうからは、1点目の誰の指示によっていつから止まっているかということと、地籍調査事業に関する費用負担、財源ですね、についてお答えさせていただきます。

地籍調査は、昭和59年度に大輪田、城内の一部の認証までの手続を最後に終了しております。先ほど述べさせていただきました。現在に至るまで約30年経過しております。ただ、休止に至る理由については判然といたしません。また、休止に関する指示があったのかどうかということも調べておりましたが、判然として詳細については分かりません。

続きまして、地籍調査事業の費用についての説明をさせていただきます。

地籍調査事業は、国土調査事業という事業になりまして、対象事業費のうち、国が50%、県が25%、市町村負担が25%、なお、この市町村負担のうち80%については、特別交付税の

交付対象となるというところで、実質の負担としては5%となります。

以上です。

○税務課長（新井俊洋） 議長。

○議長（杵本光清） 新井税務課長。

○税務課長（新井俊洋） 私のほうからは、地籍調査によって100坪から150坪に地積が増えた場合に、100坪のままで課税しているという、その根拠についてお答えさせていただきます。

固定資産税を評価するに当たりまして、総務省が基準を示している固定資産評価基準というものがございます。この評価基準の中で、土地の地積の認定に当たっては、原則として登記簿に登録されている地積によるものとされているところがございますが、全ての地域の地籍調査が完了していない場合につきましては、完了した地域についてのみ一律に登記簿上の地積とすることが税負担の公平を欠くおそれがあるため、評価基準では特例が規定されております。

その特例は、地籍調査後の地積が登記簿に登録されている土地で、他の土地との評価の均衡上、当該地積によることが特に不相当であると認められるものについては、地籍調査前の地積によるとされているところがございます。

河合町におきましては、地籍調査が行われたときに、この評価基準の規定に基づき、地籍調査前の旧地積で課税しているということがございます。

以上です。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） では、町長に質問します。

奈良県では、地籍調査の推進なくして地域の振興なしと説明しています。町長は地籍調査の必要性、重要性について、どのように認識しておられますか、お答えください。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 先ほど議員からご質問の中にもありましたけれども、東日本大震災以降におきまして、地籍調査の完了した地区でその成果が復旧、それから復興に果たしました役割の大きさが再認識されましたことにより、国から事業の推進を今要請されております。

ただ、調査の実施におきましては、地元自治会などに協力をいただく役割が大きくなることから、ご理解いただけるように説明を行ってまいりたいと考えております。できるだけ早

く取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） 地籍調査が進んでいない原因というのはいろいろあるかもしれませんが、規則があるのに調査しないということは、単に問題、課題を将来に先送りしているだけです。

現状のままでは、これまでの調査費用は当然無駄になるし、今年7月の九州豪雨が河合町で発生した場合は、地籍調査が終わっていない地域では災害前の状態に復元することは不可能に近いと考えます。

その上で、河合町の地籍調査の今後の方針について、いつから、こういった形で検討していくのか、町長、お答えください。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） ちょっと日時については今この場では即答できないんですけれども、先ほど答弁させてもらったように、できるだけ早くということで。

また、その方向性につきましては、議員の先生方にもご説明していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） それでは、続いて、土地の測量を行った際に、縄伸び、縄縮みという言葉がよく使われますが、その言葉の意味についてお答えください。

○まちづくり推進部長（堀内伸浩） 議長。

○議長（杵本光清） 堀内まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（堀内伸浩） 縄伸び、縄縮みとはというところで、地籍調査を行った結果、実際のその成果による面積と既に登記されていた面積で、実際の面積のほうが大きくなる場合を縄伸びと言います。また、実際の面積のほうが測量の結果、小さくなる状態を縄縮みと言っております。

以上です。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） それでは、調査が完了した地域の調査前と調査後の地積で縄延び、縄縮みが平均何%ぐらいでしたか。また、調査が終わっていない地域の平均縄延び、縄縮みはどれぐらいが予想されますか、お答えください。

○税務課長（新井俊洋） はい、議長。

○議長（杵本光清） 新井税務課長。

○税務課長（新井俊洋） 調査が完了しました地域の平均縄延び率、縄縮み率ということでございますが、地籍調査が行われた当時の縄延び率、縄縮み率というのは分からないところですが、税務課が現在所有する現在のデータにおいて算出を行いました。あくまで現在の土地の状況によるものでございますけれども、縄延び率は約7%ということになりました。あと、縄縮み率についてでございますが、この算出方法による縄縮みは確認することができませんでした。

また、地籍調査未完了地区の縄延び率、縄縮み率でございますが、現在のデータによって確認したところ0.25%の縄延び率となりました。この地区について、実際に地籍調査を行ったときにどれぐらいの縄延び率が発生するかということにつきましては、現在調査を行っていないところですので、それについてはちょっと分からないところでございます。

以上です。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） では、税務課長にお尋ねします。

地籍調査完了後の新しい地積について、法務局への登記と役場の土地台帳の登録、さらには土地の評価証明書の発行はどのようになっていますか。

○税務課長（新井俊洋） はい、議長。

○議長（杵本光清） 新井税務課長。

○税務課長（新井俊洋） 地籍調査が行われました土地についての法務局への登録ですけれども、地籍調査後の新しい地積によって法務局へ登録されるということになります。

税務課が所有する土地台帳につきましても、法務局に登録された登記の地積と同じ地積により土地台帳に掲載するということになります。

あと、評価証明ですけれども、評価証明書につきましては、課税の地積と登記の地積両方が表示されることになっております。課税の地積につきましては、先ほど申しましたように地積が増加した場合につきましては、地籍調査前の旧地積で表示されております。減少した

場合には、地籍調査後の新地積で表示されることになります。

登記地積の表示につきましては、地籍調査完了後の新地積で表示されるということになります。

以上です。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） 今話を聞いていますと、地籍調査後、登記は新地積、役場の登録も新地積、土地の評価証明書は2段書き、これももう一つぱっとしない話なんですけれども、先ほどの話で、課税は固定資産評価基準に書かれているということなんですけれども、先ほどの話を簡単に言うと、土地の固定資産税は原則として法務局に登録されている面積で決定するが、地籍調査の結果、極端に面積が変わった場合は、特に不相当と判断して調査前の面積で課税してもよいということですが、この特に不相当という判断基準について、河合町ではどういった根拠に基づいて、誰が判断されたんですか、お答えください。

○議長（杵本光清） 新井税務課長。

○税務課長（新井俊洋） 固定資産評価基準にあります地籍調査後の地積によることが特に不相当であるといったものがどういった場合に該当するかということなんですけれども、固定資産評価基準においては、具体的にどういった場合該当するのかというのは記載はございません。

ただ、昭和38年12月に出されております行政実例というのがございます。この中で、特に不相当であるか否かの判断につきましては、1点目に、市町村内の全地積に対する地籍調査後の地積が登記されている割合、2点目に、地籍調査前後における地積の相違の程度、3点目に、地籍調査前後における固定資産税額の変動の程度、これらを総合的に考慮して決定すべきものであるとされているところでございます。

河合町におきまして地籍調査が行われていた当時、誰が判断ということにはちょっと分からないところなんですけれども、こういった解釈というのがございますので、こういったところを踏まえて判断したものであると考えております。

以上です。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） 今話を聞いても、よく誰が言うたのかも分からないですけれども、特に不相当ということについて、直接判断した裁判例は確認できません。ただ、河合町の場合、

調査後の平均縄延び率が7%というのは一般的に不適當に該当しますか。課長、お答えください。

○税務課長（新井俊洋） はい、議長。

○議長（杵本光清） 新井税務課長。

○税務課長（新井俊洋） 先ほど申しました調査済み地区における平均縄延び率7%ということですが、これはあくまで現在のデータに基づいて算出したものでございますので、当時の縄延び率がどういったものかということとはちょっと正確には分からないところでございますが、これが不適當かどうかというのは、何%であれば不適當かという基準というのが全くないものでございますので、これが不適當かどうかということとはちょっと判断することはできないんですけれども、今考えるとすれば、現在の状況において、例えば近隣の動向などを確認、調査するなどして判断していかなければいけないものであると考えております。

以上です。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） 地籍調査を実施している全国の自治体では、事前に地籍調査の対象となる土地所有者に説明した上で、行政実例、平均縄延び率に基づいた課税が行われています。

部長に質問します。十分な検討も行わず、地籍調査後も旧地積のまま課税を行っている現在の課税方式を見直す考えはありますか、お答えください。

○総務部長（澤井昭仁） はい、議長。

○議長（杵本光清） 澤井総務部長。

○総務部長（澤井昭仁） ちょっと私、部長としての見解については、ちょっと差し控えさせていただきます。

その上で、町として今中山議員言ったような議論、現在の評価基準でよいのかどうか、見直すべきなのかどうか、その検討については始める必要があるというふうに考えております。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） 河合町が地籍調査後に新地積で課税しないのは、地籍調査が終わった土地と終わっていない土地との課税上の均衡を図る意図であり、地籍調査を進めている最中ならこの考え方も一理ありますが、河合町の場合、現在調査はストップしています。

そこで、私の見解を述べます。具体的な数値、いわゆる平均的な縄延びや縄縮みの検討を行わずに、単に課税上の均衡を理由として特に不適當を広く解釈し、例外規定を一律に適用

することは妥当でなく、こうした行為は地方自治法242条第1項規定の「違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実」に当たるものとして、住民監査請求及び住民訴訟の対象になり得ると考えます。

仮に町内全域の平均縄伸び率が相当大きいことが判明しており、新地積で課税することが特に不適當と言えるような状況が全ての土地について発生しているような場合であれば、係る例外規定の特に不適當と認められるものの一律適用が許される可能性もあると考えられます。

町長に再度確認します。地籍調査が完了した土地に係る固定資産税に係る課税については、見直しが必要と考えますが、検討されますか、お答えください。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 先ほども今後の方向性なり、ちょっとお話をさせていただきました。とにかく、いろんな面でというか、検討というか、そういうことは必要だと感じております。

以上でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） それでは、まとめます。

災害が発生した場合、その復旧・復興をスムーズに進めるためにも、問題、課題を先送りせず、1日も早く地籍調査を完了していただきたい。また、地籍調査は固定資産税の課税の適正化が図られ、結果として、税収アップにもつながります。

続きまして、河合愛A I構想について質問させていただきます。

河合愛A I構想は、河合町の最上位に位置づけられる基本構想ということですが、現在河合町にはありませんが、一般的に自治体が行政運営を進めるに当たっては総合計画を定めます。

総合計画は、上から順に基本構想、基本計画、実施計画の3層構造になって、その核となる部分が基本構想です。基本構想は自治体が目指す将来像、将来目標、施策の大綱など、自治体運営の中長期的なビジョンを明らかにしたものです。

河合愛A I構想が基本構想として位置づけられたのは何年何月ですか、お答えください。

○議長（杵本光清） 福井企画部長。

○企画部長（福井敏夫） すみません、基本構想というお取扱いをさせていただきます、町

長が方針、構成を示されてまとめさせていただいたものでございます。

その上で、令和元年11月の全議員説明会、その後11月23日、タウンミーティングで公表させていただき、住民の皆様にご説明させていただきました。その時点でこの案が確定したものと考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） 先ほどの説明では、河合のまちの夢ビジョン、前町長時代のものなんですけれども、これが礎となっているということなんです、どの部分が礎になっていますか、今の河合愛A I 構想には。お答えください。

○企画部次長（森嶋雅也） はい、議長。

○議長（杵本光清） 森嶋企画部次長。

○企画部次長（森嶋雅也） 夢ビジョン、これまで多くの住民の皆さんの政策提案がございました。その政策提案いろいろある中の最重要課題として位置づけさせていただきましたのが、今回ファシリティマネジメント、教育のまち、それと子育ての環境、そういったものを取り入れさせていただいております。これ以外にもいろんなご意見がありますので、今後新たに追加していく考えはございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） 河合のまちの夢ビジョンには、具体的戦略が書かれていたと思うんです。しかし、河合愛A I 構想には具体的な戦略や目標が書かれていません。これで河合町の最上位計画、基本構想と言えるんですか、お答えいただけますか。

○議長（杵本光清） 森嶋企画部次長。

○企画部次長（森嶋雅也） 河合愛A I 構想、タウンミーティングで公表させていただきましたが、今現在、肉づけをしているということで、都市計画マスタープランと並行して肉づけをしてまとめていくということで、今後、その理念に基づいた実施計画等を定めてまいりたいと考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） 河合愛A I 構想は基本構想、最上位の計画なんです。都市計画マスタープランは基本計画、いわゆる河合愛A I 構想にぶら下がる計画なんです。だから、まず河合

愛A I 構想をきちっと決めないと、都市計画マスタープランなんてつくれるはずもありません。

それと、河合愛A I 構想はどのような人が関与して作成されましたか。また、作成位置づけまでの流れ、これを併せて説明してください。

○議長（杵本光清） 森嶋企画部次長。

○企画部次長（森嶋雅也） 河合愛A I 構想、基本構想ということは認識しております。都市計画マスタープランが基本計画であるという認識も持っております。河合愛A I 構想は、あくまでも河合町の将来像を、理念を表したものだということで考えております。

これにつきましては、まず、町長の意向を酌みまして、我々企画部が中心となってまとめてまいりました。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） それでは、町長に質問します。

河合愛A I 構想は河合町の最上位計画にも関わらず、骨格案、最終案の段階で地域ごとの住民説明会や各種団体などの代表者との意見交換、住民アンケート調査、パブリックコメントがなく、内部職員だけで協議されて作成されたということで、果たして河合愛A I 構想というのは、町民の意向を反映したものですか、お答えください。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 今、次長のほうからも答えていただきましたけれども、これからしっかりとというか、中身について肉づけしていきたいと思っております。

また、コロナ禍になっておりますけれども、これからちょっと考えながらというか、住民の方にも説明していくというか、そういう心持ちでおります。

だから、今後そういう部分で地域住民のご理解をいただいたり、ご意見を承っていく、そういうことを考えております。

以上でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） やり方というか、順番が全く逆です。確かに昨年の11月23日のタウンミーティングで説明されていますが、住民の意向を確認する前に既にあの時点で河合愛A I 構想は出来上がっています。今は行政だけで地域の課題に対応することが難しく、住みやすい

まちにしていくためには、従来からまちづくりを担ってきた自治会や各種団体、事業者、そして町民など、地域で生活する全ての人々と行政が、今まで以上に連携を深めながらまちづくりに取り組んでいく協働のまちづくりが求められるんじゃないんですか。

町長に質問します。

河合愛A I構想に書かれている目標は誰の目標ですか。また、この目標を実現していくための具体的な計画はどこに定められていますか、お答えください。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 河合愛A I構想につきましては、先ほども申し上げましたように、ちょっとこれから肉づけをしっかりとしていくという段階と、それから、昨年こういう立場にならせていただいて、とにかく河合町にはかなり多くの課題がある。その中で、やれるところからしっかりとやっていく、そういう思いで河合愛A I構想の中の3つの目標というか柱をつくらせていただきました。

ただ、今、議員おっしゃるように、これからいろんな面で基本構想にしろ、それから計画にしろ、それからその実施計画につきまして、必ず肉づけをして、それをご提示していく、そういう今段階かなということを強く感じております。

以上です。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） 町長の答弁聞いているのと、河合愛A I構想については私の個人的な考えなんですけれども、河合愛A I構想は町長の目標であって、必ずしも住民が求める目標ではないような感じを受けるんですけれども、そのあたりはどう思われますか、お答えください。

○企画部次長（森嶋雅也） はい、議長。

○議長（杵本光清） 森嶋企画部次長。

○企画部次長（森嶋雅也） 私のほうからですが、冒頭に夢ビジョンを礎にしているということでお答えさせていただいております。その夢ビジョンには多くの町民の皆様のこれまでの夢、思い、希望が反映されたものでございます。それを礎にしているということがありますので、民意は反映されているのかなと考えております。

これから肉づけをしていくんですが、政策形成には様々な手法があると我々考えておりま

して、基本的なプロセスは企画、計画、実施、成果の実現の流れと考えております。その中で、住民の皆様のを借りる協働ということは非常に大切なものと位置づけております。

意見聴取といたしまして、転入・転出の際のアンケート、令和元年1月10日にはママ座談会、令和2年8月21日には新規採用職員、若手のアンケートということで、これからの将来のビジョンを見据えたご意見を賜っていくということは継続して続けてまいりたいなというふうに考えております。

○議長（杵本光清） 町長ないですか。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） 本来つくる前に、先ほど言いましたように、地元住民説明会やパブリックコメント、アンケート調査、そういうのを先にやるべきなんですよ、こういうの。ほんで中間案、最終案の段階で住民の意見を聴いた上で、基本構想というのはつくっていくべきじゃないんですか。

今の河合愛A I 構想、これというのが河合町が抱える課題、いわゆる少子高齢化、人口減少、町税収入の減少、地域経済の低迷、空き家の増加など、こういったものに対して何を表現していくのか、目的が全く見えません。この構想が果たして河合町の将来あるべき姿、進むべき方向の指針と言えますか。町長、お答えください。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 今、質問していただきましたけれども、私はそういう部分でちょっと指針にしていきたいなということを強く思っております。

三小の跡地利用というか、それを切り口にしまして、河合町のそういう魅力あるまちづくりの実現、それに伴いまして、今、人口が減っている割合多くなっておりますけれども、少しでも食い止めて、また、若年層にも河合町に来ていただく、そういう突破口になっていくかなと思っております。

それから、企業誘致の問題につきましても、今年3月でしたか、天理王寺線、ちょっと延伸してまいりましたけれども、コロナ禍の影響で町民の方とか地域、河合町以外の方にもそういう情報発信もできていなくて、少し残念かなと思うんですけれども。そういうことで、あと、池部のちょうど交差点まで800メートルぐらいになっております。そういうところで具体的にというか、そういう外堀を埋めていく。

また、治水対策につきましても、今年1月ヒラノテクシードにもちよつと行かせていただいて、社長さんといろんな話、意見交流させてもらいました。その中で、城古、それから市場、長楽、そういう3地区の方のそういう生命を守るための取組でもありますけれども、河合町に今唯一存在していますヒラノテクシードをやっぱり本社機能を河合町に残っていただくとか、そういう部分での切り口にもなっていくかなと思いますので、とにかく今やれるところからやっていく。

今、議員ご指摘のように、細かい部分ではかなり詰めが甘い部分は実際あると思います。そういうところ、10月後半ぐらいでも、コロナ禍になっておりますけれども、順番が逆だと言われる、そういう部分もあると思うんですけれども、住民の方に河合愛A I 構想についてももしっかり情報発信させていただいて、いろんな声を聴いて受け止めていきたいと考えております。

以上です。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） 今の河合町の財政状況は過去最悪と言えほどの厳しい状況になっていきます。不測の事態が生じた場合、それに対応するための財源がなく、いつ破綻してもおかしくない状況にあります。

河合愛A I 構想を実現するのに必要な財政上の強化策や財源確保はどのように考えておられますか。町長、お答えください。

○議長（杵本光清） 福井企画部長。

○企画部長（福井敏夫） すみません、財源確保という問題でございます。

非常に重たい問題として捉えております。それにつきましては、平成29年改定させていただいた財政健全化計画、これの継続も当然のことでございます。その辺も含めまして、それも1つの計画として河合愛A I 構想の中に取り込んでいきたいと考えております。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 今、部長から申しあげましたように、とにかく財政健全化計画にのっとってしっかり健全化をしていきたいと思っております。

また、今までかなり厳しい部分もございます。職員も含めまして、そういう給与カットとか、本当にぎりぎりの線で頑張っているのが実情でございますけれども、そういう部分も変

えていける、そういうような努力をしていきたいと思っております。

だから、まだすぐどうしたらいいんだというそういう大きな答えは出てまいりませんが、それにつながるような取組はしっかりしたいと思っております。

赤字決算にならないようにということで努力をしている現状もございます。そういう部分になりましたら、また、せっかく去年町民の意識も変えて、やっぱり河合町、これからますます変わっていくんだというところもつくっていききたいということ強く思っておりますので、今、必死の状況でと言ったら申し訳ないですけども、そういうことで財政の運営も頑張っているところでございます。そういう点もご理解いただけたらなと思います。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） 町長言われていますけれども、私には財源確保の取組を一生懸命やっているようには感じられません。

なぜなら、財政健全化策として3月議会において、議員多数で賛成した町税に係る不納欠損処理の個別外部監査の実施に関しては、6か月たっても行政側に進めていこうとする動きが全くありません。

また、令和2年度予算の歳入に計上された町有地等売払収入の1億4,000万円についても、予算化してから半年近くになります。売却の見通しはあるんですか。本気で財源確保に取り組む気はあるのか。町長、併せてお答えください。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） ご指摘の歳入の中に、河合幼稚園、それから河合保育所の跡地の件につきましてちょっと入っております。今、担当課に強く申し上げまして、事務手続、スムーズにいくように今指示しておりますので、そういうところでちょっとご理解いただけたらなと思います。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） 町長、夢を語るのは自由です。しかし、夢の実現のためには財源が必要であることをもっと認識してください。そして、河合愛A I構想を基本構想とするなら、町民の意向を反映した基本構想にするべきです。

続いて、都市計画マスタープランについて質問します。

都市計画マスタープランは、現在作成中とのことですが、都市計画マスタープランの役割と位置づけ、その法的根拠についてお答えください。

○まちづくり推進部長（堀内伸浩） はい、議長。

○議長（杵本光清） 堀内まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（堀内伸浩） 都市計画マスタープランの役割、位置づけ、法的根拠というところでお答えさせていただきます。

まず、位置づけですけれども、現行の都市計画マスタープランにつきましては、改定当時第4次河合町総合計画の下位計画に位置しておりましたが、現在は河合のまちの夢ビジョンの下位計画に位置しております。

また、法的根拠と役割というところにつきましては、都市計画マスタープランとは、地域固有の自然、歴史、生活文化、産業などの地域特性を踏まえ、住民意見を反映させながら、将来町のあるべき姿や新しい時代に対応した住民生活を実現するための求められる指針となる計画で、都市計画法の第18条の2で市町村に策定が義務づけされております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） ありがとうございます。

では、現在の都市計画マスタープランは、平成21年4月に作成され、既に10年以上が経過していますが、この都市計画マスタープランが住民のニーズや社会情勢など時代の変化に十分対応してきたと思われますか。部長、お答えください。

○議長（杵本光清） 堀内まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（堀内伸浩） 住民ニーズに十分対応できたかというところですが、現在、都市計画マスタープラン、平成29年から改定作業には入っております。その中で、検証等も行った結果の中で、点数をつけるというところはちょっと難しいんですけども、応えられている部分、応えられていない部分、当然ありまして、それに基づいて、現在のマスタープランの改定が必要であるというような結論に至っているところを見ますと、今の時点では十分ではないということにもなるのかなというふうに考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） 私としては、前回の都市計画マスタープランは、河合町の財政状況から考えて身の丈に合っていない計画と考えます。

新しい都市計画マスタープランは、前回の都市計画マスタープランの見直しという形でつくられるのか、それとも白紙の状態からつくられるのか、お答えください。

○議長（杵本光清） 堀内まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（堀内伸浩） 当然策定当初から都市計画マスタープラン、町についての将来を考えた計画でありますので、白紙からということではなく改定ということで進めさせていただきます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） 部長の先ほどの説明の中で、ある程度の素案をつくられているということですが、それを見直しにかける。そしたら、素案のどういった部分に見直しを加えるのか、また、素案はいつ頃できたのか、作成にかかった費用はどれぐらいか、作成に関わった人物は、素案を提出しなかった理由等についてお答えください。

○議長（杵本光清） 堀内まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（堀内伸浩） まず、改定の視点というところですが、今までのマスタープランにつきましては、経済が成長し、人口が増加することを前提とした将来に向けた計画とその土地利用方針を定めてきております。

ただ、現在の状況からしますと、社会情勢の変化、上位関連計画の策定・改正、財政状況の変化、また、まちづくりへの町民参加の重視といったところが変わってきておりますので、それらを踏まえた見直しということで考えております。

今現在、平成29年に取りかかりました改定作業につきましては、都市計画検討委員会という形の検討部会を立ち上げまして、その中で検討してきております。メンバーとしましては、会長として当時の副町長、副会長として教育長、委員としまして各部の部長、アドバイザーとしまして奈良県県土マネジメント部の都市計画室長、高田土木事務所の計画調整課長などに参加して検討していただいております。

この改定作業に係る費用としましては、当時契約をコンサルに委託しました業務として2件の業務を委託しております。マスタープランの改定業務と都市計画道路の見直し検討業務というところで、合計1,188万円かかっております。

平成31年2月に素案としましてパブリックコメントまで実施いたしましたが、その時点で4月に町長選挙があつて、町長も新しく選出されることが分かっておりましたので、作業をその時点で一旦中断し、新しい町長体制での今後のまちづくりの考え、今質問の中でも出さ

れておりました基本構想を確認した上で、それとの整合を図った上で完成させていこうという考えの下に進めておりました。

以上です。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） 作成に1,188万円ものお金をかけてつくった都市計画マスタープランが安い高いかは今後のまちづくりの中で自然と答えは出てくると思いますが、問題は新しい都市計画マスタープランがいまだに河合町の基本計画として位置づけられていないことです。新しい都市計画マスタープランについて2点質問します。

1点目は、住民の意向をどのように反映しますか。2点目は、どのようにして時代の変化に対応した計画にされますか。部長、お答えください。

○議長（杵本光清） 堀内まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（堀内伸浩） 住民の意見の反映ということにつきましては、今後基本構想と整合を図った上で、パブリックコメント等を行うなどの形で実施していきたいというふうに考えております。

また、社会情勢の変化とかの対応につきましても、併せて今後の人口減少であったり、少子高齢化の進行といったところ、環境の変化、経済の成長の鈍化といったところも含めて、財政状況と併せて対応していく計画に盛り込んでいきたいというふうには考えます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） 私としては、新しい都市計画マスタープランを作成する際は、特に財政状況に応じた身の丈に合った計画であることと、改定前の都市計画マスタープランが河合町の目指すまちづくりをどのように進めてきたか、また、どこまで実現したかを十分検証した上で作成していただきたい。

また、企業誘致や地籍調査の計画内容も盛り込んだ上で、中間案、最終案の段階では必ず住民の意向調査をやっていただけますか。部長、お答えください。

○まちづくり推進部長（堀内伸浩） はい、議長。

○議長（杵本光清） 堀内まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（堀内伸浩） 住民への中間段階、最終段階ということなんですけれども、当然今基本構想進められておりますので、それと合わせた形でそれぞれのタイミングで説明をさせていただきたいとは考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） 都市計画マスタープランには直接的な法的拘束力はありません。しかし、各種政策的投資のガイドラインとして位置づけられるため、社会情勢などの時代の変化に対応するとともに、実行性の高い計画にしていきたい。特に施策の取組については、いつ、どこで、誰が、何をの施策の取組内容をはっきりと明記してください。

ちなみに新しい都市計画マスタープランはいつ頃完成しますか。

○議長（杵本光清） 堀内まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（堀内伸浩） いつ頃ということなんですけれども、非常に難しいところで、できるだけ早く完成するように、職員一丸となって全力で取り組ませていただきたいと考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） それでは、企業誘致のことにつきまして、町長、お答えしていただきたいんですけれども、今後どうされるのか、具体的にちょっとお答えいただけますか。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 一番初めの答弁でもちょっと何か申し上げましたけれども、とにかく企業誘致といっても言葉だけ先行していても何も実行に移すことはできませんので、とにかく外堀をしっかりと、企業に来ていただけるようなそういう河合町の環境をつくっていききたいなということを強く思っております。

そういう中で、タウンミーティングを10月ぐらいに、ちょっと今やり方考えているんですけれども、三小の跡地の利活用ということで、そこへ一応企業に入ってもらえる、そういう環境をつくりたいなということと、それから、今担当課でも必死でちょっと県と動いておりますけれども、天理王寺線、それを早くつなげたいな。つなぐことによりまして、交通アクセスかなり便利になります。多分河合町から10分、15分で京奈和自動車道に乗れたりとか、また、いろんなルートができますので、法隆寺インター以外のところでも河合町に来ていただく、そういう部分が見えてくるかなと思います。

それから、治水対策に関わりまして、先ほどははっきりうまくこのこと説明できなかったんですけれども、ヒラノテクシードのほうでも木津川市のほうでちょっとそういう工場誘致の部分でも動いておられるところも聞いておりましたので、1月、実際社長にお会いしまして、

そういうことも確認したら、本社機能はやっぱり河合町に残していきたいんだということで、認定こども園のバスのラッピングも何とか河合町には協力していきたい。それからまた、大きな企業ありますんで、河合町の住民の方にもどんだんうちの会社に来てほしい、そういうお話もありました。

そういうことをしようと思いましたが、財政的には厳しい状況もなっているんですけども、治水対策もしっかりするということで、先月ちょっと知事さんのところへ行きまして、ちょうど3地区の自治会長さん、それから廣瀬神社の宮司さん、それから世話役の方、それからうち議会の議長、それから当該の委員されています大西議員とか、私一緒に行きました。それから、北葛の県会議員の今副議長しておられます乾さんにも間に入れていただきまして、とにかく町民のそういう命というか、安心・安全な暮らしを守るためにということで足を運ばせていただきました。

それは何でかと、そういう部分と、それからヒラノテクシード、そういう河合町に本社機能というか残していただいて、河合町のほう発展をウィン・ウインの関係でやっていこうとか、そういう思いもございます。

そういうことで、ちょっと企業誘致に関わりましては、しっかりと外堀を埋めさせていただいて、何とか成果が出るように頑張ってもらいたいと思います。

以上でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員、残り1分となっています、まとめてください。

○5番（中山義英） そしたら、企業誘致について私の意見を述べます。

まず、企業誘致する場合、工業地域か準工業地域の用途指定をする必要があります。どこに誘致する場合。次に、企業立地促進条例の制定や都市計画マスタープランの作成が必要となります。

最後にまとめます。私としては、将来にわたって安定した行政運営を維持するためには、町内の雇用と税収アップ、さらには人口増加が見込める企業誘致を積極的に進めていく必要があると考えます。

最後に、まちづくりは住民あつてのまちづくりということを忘れずに、できる限り住民の意向を計画に反映するように、町長、してください。

以上で質問を終わります。

○議長（杵本光清） これにて中山義英議員の質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

再開は11時15分といたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時15分

○議長（杵本光清） 再開いたします。

◇ 佐藤利治

○議長（杵本光清） 2番目に、佐藤利治議員、登壇の上質問願います。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（杵本光清） 佐藤議員。

（4番 佐藤利治 登壇）

○4番（佐藤利治） 皆さん、おはようございます。

議席番号4番、佐藤利治、通告に従いまして一般質問させていただきます。

一言、さきの定例会にて質問させていただいた案件と重複する件がございますが、私の至らなさをゆえお許してください。

本題に入ります。防犯カメラ設置について。

6月に設置の可能性を探っていくと伺っておりますが、どのように検討、検討結果をどう講じていくのか。私の推奨している防犯カメラ協賛自販機について、営利企業、売上等の問題があるとのことでしたが、クリアしましたか。もし問題があるのなら、どのように考え進めていきますか。

防災無線について。

住民の皆様に負担をかけずに災害時の情報をつかんでいただくために提案させていただいた和歌山県橋本市の先進事例のフリーダイヤル、フリーボイス等をどのように検討、学びましたか。また、世間でも注目されています戸別受信機は台風シーズンに間に合いませんが、どのように対策を考えていますか。

空き地、空き家の管理、草刈りについて。

先に少し説明します。河合町の調査により、特定空き家等と判断されたものは何かしらの措置の助言、また指導、勧告、命令、代執行の行政措置が行われます。ただし、現段階で判断できる資格者は町職員に配属されていません。固定資産税の特例適用外との言葉がありますが、適切な管理が行われていない空き家の敷地に対して、現状は最大6分の1の税の減額が適用されていますが、適用外になれば約6倍の納税が必要になります。

本題に入ります。

まず空き地、空き地の草刈りの条例を一部変更できませんか。案として、町職員を守るため、管理者へ毎年2回決められた月、期間に草刈りをしていただくことはできないでしょうか。

空き家について、特定空き家への対応、また、固定資産税の特例適用外を進め、空き家バンク等を利用して新しい活用方法、新しい住民を迎えることは可能ですか。

全体で大きく3つの質問です。再質問につきましては自席にて行います。

○安心安全推進課長（吉川浩行） はい、議長。

○議長（杵本光清） 吉川安心安全推進課長。

○安心安全推進課長（吉川浩行） すみません、そしたら私のほうからは、防犯カメラ協賛自販機についてと防災無線等について、戸別受信機についてお答えさせていただきます。

まず、防犯カメラ自動販売機につきましては、コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社とアサヒ飲料に確認しましたが、条件面、売上等の制限があるということで、他の団体等も検討することとしました。

その中で、その一つである奈良県共同募金会からちょっと紹介があった事業の可能性を探っているところがございます。平時は防犯カメラ付自動販売機としまして、災害時におきましても、条件つきではありますが、飲料の備蓄として無償で提供していただくことも可能であります。導入実績としましては、県内で4台設置されておまして、公共施設等に設置されております。設置の条件としましては、電気代月約3,000円を負担する必要があることから、設置場所については、またちょっと十分に検討する必要があります。

次に、防災行政無線についてですが、現在、災害時における情報伝達を確実にするために、聞き逃したり、もう一度お聞きになりたい方に向け、専用電話0745-57-0211で再度お聞きいただくシステムを用意しています。フリーダイヤル導入については、現在の専用電話との比較を検討していきたいと考えております。

そのほかといたしましては、登録メール、登録電話、ファクス、ホームページ、フェイスブック、LINEなど様々な媒体を用いて、災害等の情報発信を行っているところです。

以上です。

○環境衛生課長（松村豊範） はい、議長。

○議長（杵本光清） 松村環境衛生課長。

○環境衛生課長（松村豊範） 私のほうからは、大きい3番、空き地の草刈りについてというところでのお答えをさせていただきます。

空き地の草刈りの条例を一部変更できませんか、また、職員を守るため、管理者へ毎年2回決められた月、期間に草刈りをしていただく考えはないかという質問でございます。

空き地の環境維持につきましては、毎年パトロールを行い現状を確認するとともに、土地所有者等の再確認を実施して、土地所有者に対して、近隣住民への環境の配慮をいただきたい旨、雑草除去通知により指導を行っております。また、電話番号の情報がある方については、連絡を行って対応をしているところです。

その後において、定期的な巡回パトロールを実施し、除去されていない所有者に対して再度通知を行い、場合によっては、ご自宅を訪問し、早急に除去していただくよう対応しているところです。

管理者に対しての定められた実施という条例の一部改正ということにつきまして、雑草の種類や成長に応じて時期が異なるため、時期を定めるのではなく、適正な実施時期に除去していただくよう対応したいと考えます。

以上です。

○まちづくり推進部次長（福辻照弘） はい、議長。

○議長（杵本光清） 福辻まちづくり推進部次長。

○まちづくり推進部次長（福辻照弘） 私のほうからは、特定空き家の対応、また、固定資産税の特例除外を進め、次に空き家バンクなど利用して新しい活用方法、新しい住民を迎えることは可能かの2項目について回答させていただきます。

1つ目の質問としまして、現在本町におきましては、空き家対策特別措置法に基づき特定空き家の認定は現時点ではできておりませんが、特定空き家と思われる空き家は、6月から職員による空き家の実態調査で把握しています。

実態調査については、業者委託ではなく、職員が実際の空き家問題を把握するために、現地調査を実施しました。なお、現地調査を行う前に、総代、自治会長会の会長さんに実態調

査の趣旨の説明をして着手させていただきました。

現在、実態調査の結果を基に、空き家のデータベース化を図っており、10月に空き家所有者に対して意向調査を実施してまいります。なお、特定空き家の認定については、職員だけでは判断し難い要素もありますので、広くご意見を賜り、空き家対策を進めていく上で必要不可欠な協議会の設置、空き家対策計画の策定を行い、特定空き家の認定に対してもご議論をいただき、その結果を基に、固定資産税の特例除外も含めた対策を協議してまいります。

2つ目として、空き家バンクのイメージは、救済していかなければならない所有者支援であります。空き家所有者に対して意向調査で所有者の意向などを確認させていただき、利活用が可能と思われる空き家については、官民連携による空き家相談窓口を令和2年6月に特定非営利法人空き家コンシェルジュと空き家相談窓口運営など業務委託契約を締結しましたので、空き家対策の起爆剤となるように努めてまいります。

また、SNS、ホームページを活用した河合の魅力発信により、転入の際の1つの選択肢として空き家バンクを活用した空き家の利活用に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（杵本光清） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） まず、防犯カメラの設置についてからちょっと進めたいと思います。

先ほど2社のメーカーの名前出ましたけれども、その1社と無料でつけられますという確認は取れております。9月25日、議会終わった後の、まだ日は決まっていませんけれども、来はります。だから、お声かけますので参加してください。よろしいですか。

それと、電気代がかかると。かかります。電気なしでは自販機動きません。そしたら、庁舎に置いている自販機、今どうされていますか、教えてください。電気代とか、置き賃というのは。

○総務課長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） 現在庁舎に2台の自動販売機置いておりますが、その電気代というのはカタログデータなどを基に算出した電気代をご負担いただいている状況でございます。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（杵本光清） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） ありがとうございます。

全く先ほどおっしゃった2社のうちの1社と、もう過去に四、五回話をしております。そのように答えておられます。だから、町のほうには置場代と電気代を支払うというのが条件です。私はまだ、これ多分4社ぐらいあると思うんですけども、4社、5社あると思います。そのうちの1社しか話はしておりませんが、そういうことなので、ちょっと私の調べたこととお答えになったこと違いがあるので、ちょっと述べたいと思いました。

それと、通学路等への児童を守るためのカメラ設置についてということなんですけれども、カメラに期待するのではなく、朝夕の挨拶活動の推進、地域住民の絆を深めて自主的な子供の見守り活動を支援していくと6月に述べられています。犯罪心理学の中では、誘拐、性犯罪、いじめ、喝上げ等を起こす捕まりたくないと思っている一般の犯罪者には効果は大きいと思います。それにも書かれていました。これはもう皆様に行っていただいている形ですね。

しかし、昨年川崎市で起きたスクールバス20人殺傷事件のような自爆テロ型の死んでもいいと思っている犯罪者へは効果が少ない。この場合には、何が大事かといいますと早期発見、早期制圧が必要です。カメラがついているからと犯罪はなくなりませんが、特に人から見えにくい死角や夜間等には最大の抑止力になると私は思います。夜間のお散歩やジョギング中の住民の皆様をカメラで守る考えはありませんか。

○企画部次長（森嶋雅也） はい、議長。

○議長（杵本光清） 森嶋企画部次長。

○企画部次長（森嶋雅也） 今、防犯カメラご質問いただいておりますが、今本当におっしゃったように、一般犯罪では効果は非常に大きいのかなと思っております。ただ、自爆テロ型、こういった場合にはどうしても防ぐことができない。それもまた事実でございます。そういった機械に頼るのではなくマンパワー、人での見守り活動というのが非常に重要かなと思っております。

我々河合町では、様々なマンパワーによる対策を講じております。地域安全推進委員、またPTAの方々、そういった方々の人による目、そういったものを重視してまいりたいと考えております。

夜間ジョギング中のカメラというところにつきましては、まだ今後ともその政策の推進に当たって議論していく余地があるのかなと考えております。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（杵本光清） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 少しちょっと私の聞き方が悪いのかも分かりませんが、今住民の皆さんに汗をかいていただいて、ご協力願って通学路の安全を確保しております。そのときには一般犯罪は防げると思うんです。ただ、そういう自爆型のテロのときにはそういう方だけでは守れません。そういう方が防弾チョッキ、銃器を持って守っているんじゃないので無理です。

そのために、即逮捕ということにはなりませんけれども、逃げられたときには、その防犯カメラが最大の抑止力になると僕は述べているんです。その辺ちょっと答弁聞いていると伝わっていないのかなと思いましたが、もう一遍言わせてもらいます。

それと、6月定例会後、町職員の方からも、金をかけずに防犯カメラをつけることができるなら、ここに付けたいとリクエストもいただいておりますが、私からはその方に必要なは間違いないと。まして、コストをかけずにできるということはうちにぴったりだと、他町の先進事例も多くあるので、可能性を探ると答弁いただいているので、少し待ちましょうと、話を私はしています。

6月に必要か、必要でないかの問いにこう答えられました。子供たちの犯罪意識を高める、見守る大人の目の確保、町と住民の共通意識を持つことをやると述べていましたが、もう一度聞きます。端的にお答えください。住民を守るための防犯カメラは必要なのか、必要でないのか。森嶋次長、お願いします。

○議長（杵本光清） 森嶋企画部次長。

○企画部次長（森嶋雅也） 防犯カメラ、なかなか難しい問題でございまして、町民の皆様の民意が必要かなと考えております。

今、私の私見として必要である、必要でないという回答をさせていただくのは、この場では差し控えさせていただきたいと思えます。

ただ、子供の安全を守るという方向性については一致しているのかなというふうに考えております。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（杵本光清） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） ありがとうございます。やるというふうに私は捉まえておきます。

先ほど言われましたように、住民の皆さんということで、これプライバシーの保護の問題ということであるんですけれども、前回は教えていただきました、理事者の方から。近鉄3駅、自治会等で3地区への設置実績、先進事例があるわけです。そのときにその近鉄の駅前

の3駅の防犯カメラ、運用協議も運用規定もなくつけていると思いますか。

それと、自治会等で3地区への設置実績、これも運用の規定があります。ある地域に行って調べてきました。河合町と西和警察、2者から助言をいただき、参考資料を頂いて、運用基準をつくったと伺っております。十分河合町の力でできるんじゃないんですか。この私が聞いてきたお話は詭弁でしょうか。森嶋さん、お願いします。

○企画部次長（森嶋雅也） はい、議長。

○議長（杵本光清） 森嶋企画部次長。

○企画部次長（森嶋雅也） ただいまの運用規則につきましては、町でまず決めました。それをご相談いただいて、その大字自治会にお示ししたというのは間違いございません。

○議長（杵本光清） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） ちょっと脱線して申し訳ないですけども、事件のあった事例をちょっと報告しておきます。夜間に、我が町の第2浄水場前の高藪橋の橋上から、20メートルほど下の西名阪に、河合町の指定ごみ袋を2回にわたり約4個から5個投げ込まれるという事件が起こり、2回目のときには私が通報者として町にも報告しております。カメラを現在泉台のカメラ、それと住宅に改めて協力を願って取り付けした防犯カメラのデータを今西和署で解析中です。

やはり、私ここに抵抗があるのは、うちのごみ袋が利用されているということなんです。やはり犯人は捕まえたいですけども、ちょっと厳しいような状況であります。この事実については間違いございませんか。

○議長（杵本光清） 森嶋企画部次長。

○企画部次長（森嶋雅也） ただいまの西名阪にごみが投げ込まれたという件については、こちらのほうでは今のところ確認をしております。

○議長（杵本光清） 堀内まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（堀内伸浩） 先ほどの西名阪自動車道高藪橋のところからの河合町の指定ごみ袋の投棄ということについては、まちづくり推進課のほうで確認しております。その後、西名阪自動車道の管理のNEXCO西日本に連絡をしまして、ごみについても回収をいたしております。

○議長（杵本光清） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） ありがとうございます。

私が通報者やと、森嶋さん、言っているんですよ。確認しているしていないじゃなくて、

町に私が通報者で連絡しているんですよ、2回目は。よく聞いてください、話を。

防犯カメラの件については、前向きに皆さんと協議を重ねて進めていくということで、9月25日以降にある1社を呼んでおりますので、もし時間があるようやったら参加してください。

続きまして、防災無線について。

現状のデジタル無線2億4,000万円かけましたが、家の中では聞こえない、担当者からは、屋外、家の外におられる方に聞こえるように設置と説明を受けていますが、台風のときに屋外に人がおられますか。風雨が強いときは屋外でも現状聞こえないと思います。戸別受信機を希望の皆様にはつけることが必要と私は思いますが、再度町の見解をお知らせください。

○議長（杵本光清） 吉川安心安全推進課長。

○安心安全推進課長（吉川浩行） 戸別受信機につきましては、今のところちょっと考えていないんですけれども、その代わりとしまして、登録メールだとか、広報車だとか消防車で事前に車で回ったりして周知していきたいと考えております。

○議長（杵本光清） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 壇上でも話しましたけれども、私のほうから和歌山県橋本市の先進事例のフリーダイヤル、フリーボイス等、10万円、20万円でその回線を2回線取るか、3回線取るかによっても変わってきますけれども、低額な金額で住民の皆さん守れるということで提案したんですけれども、その辺は学んでいただけましたか。

○議長（杵本光清） 吉川安心安全推進課長。

○安心安全推進課長（吉川浩行） 実際、6月議会のときに言っていたので、その件はちょっと調べさせていただきました。実際、楽天のフリーボイス、NTTについても調べさせていただきまして、どうしても回線が必要なので、回線プラス基本料金とかも必要になってきますので、現在の今あるもう一度お聞きになりたい方は専用電話でやっていきたいと考えております。

○議長（杵本光清） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 私が1つ思っているのは、フリーダイヤル、フリーボイスについて、町民の皆さんに負担なしで無料でかけられるというところがネックなんです。お金がかかるんです。そんなところまでお金取らなありませんか。お金かけずにやってあげたらいいんですか。これはまた続けて進めていきたいと思っておりますので、次言います。

6月定例会から3か月たちましたが、戸別受信機について先進事例を調査研究、また、他

市町村へ勉強に行かれたことはありますか。また、先ほどからもつけるつもりはないとおっしゃっていますけれども、先進事例を学ぶことは必要ないとお考えですか、お答えください。

○企画部次長（森嶋雅也） はい、議長。

○議長（杵本光清） 森嶋企画部次長。

○企画部次長（森嶋雅也） 何をもって先進事例とおっしゃっておるのか、ちょっと分かりかねますが、今のところ河合町は先進的に進んできたのかなと考えております。

といいますのも、もともとアナログ無線のときに戸別受信機というのはございました。全戸配布しておりました。その中でもう既に経験しておるわけですね。それを踏まえて、デジタル化のときに同じ戸別受信機というお話をさせていただいたときに、必要ではないという判断に至って、それでは、別の違うツールを用意しようということで、今現在こういう形のシステムを取っているという認識を持っております。

○議長（杵本光清） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 近くで言います、先進事例については。うちと一緒に歩みを進めて、他メーカーですけれども、つけました葛城市、全戸についております。一度行かれて担当者に話聞かれたらいいん違いますか。私、そない思います。

それと、言葉の中にちらっとありましたけれども、1回上がったけれども、駄目になったみたいな。だから、今のところ違う方法を考えていると。そやけど、私が思うのは、住民を守るために必要であるなら、何年かかったとしても行うべきと違いますか。それが私は公の務めされている方の責務やと思います。

過去のことは知りません。私は分かりません、去年までのことは。今、住民の皆さんが望んでいること、そのことに小さな声に耳を傾ける必要はありませんか。もし、そういうふうな気持ちがあるのなら、具体的に対策をどう講じていくか、考えをお知らせください。

○議長（杵本光清） 森嶋企画部次長。

○企画部次長（森嶋雅也） 前回6月のときもお答えしたと思いますが、葛城市さんとはデジタル化のときかなり綿密に打合せをしてきたという思いを持っております。

過去のことは知らないとおっしゃいますが、やはり過去のその時点で民意を反映して今のシステムを構築していると。それをやはり数年たってまた違うシステムというのは、なかなか現時点では考えにくいかなと思っております。

○議長（杵本光清） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 過去のことを分からんと言いましたけれども、諸先輩の議員にも聞いて

います。理事者の方にも聞きました。だから、そのときに議員が反対されたから、そのときにお金がなかったから、今同じ全く状況なのか、今住んでおられるお方と、そのときに住まれておる方、今声を上げている方とそのときに声を上げた方、違うと思うんです。何で過去の亡霊のようなことにその捉まえるのか、私は分かりません。

だから、これは引き続き、もし前へ進まんようでしたら、また12月にも同じことをやらせてもらいます。

ここで、ちょっと紹介させてほしいことがあるんですけども、昨日、ある大臣から残暑見舞いが来ました。一部抜粋ですが少し拝読させていただきます。

昨年の台風のとき、防音性の高い住宅の中にいると、防災行政無線の屋外スピーカーの音声はかすかに聞こえるものの、伝えている内容は全く聞き取れず、強風と豪雨で窓も開けることもできないという経験をしました。戸別受信機は有効な情報伝達手段と考える。災害時特に高齢の方や障害をお持ちの方など災害時に早期避難が必要となるご家庭、防災マップで災害リスクが高いとされる地域の施設や住戸、さらには迅速な初動が求められる各地区の消防団長などのご自宅に対して、優先的に戸別受信機を配備することが必要だと考え施策を再検討しました。

これは、過去にあったことを変えているということです。配備数の少ない市町村については、配備計画を市町村に作成していただき、消防庁が一括購入し、無償貸付けする。2番目、単独事業で取り組む市町村には、措置率70%の特別交付税措置を行う。3番目、少数の実証配備によるモニター利用で有効性への認識を住民の方へ深めてもらう。4番目、戸別受信機の民間規格を統一要請、これは総務省から昨年11月に行われております、により、低廉な価格で実現します。

最後にくくられているんですけども、今年からは防災行政無線が新型コロナウイルス感染に関して、地域の感染状況に応じた注意喚起にも活用されるようになりました。市町村には、効果的に本施策を活用して、住民の皆様の命と健康を守るために役立てていただきたいと願っていますと述べられていますが、国からこれだけ応援してもうてもできませんか。森嶋次長、お願いします。

○議長（杵本光清） 森嶋企画部次長。

○企画部次長（森嶋雅也） 戸別受信機、災害時に有効であるという認識は持っておりました。であるからこそ、アナログからデジタルに変えるときに予算要求をさせていただいたんですが、今後、新しいツールが出てくる、例えばスマートフォンであったりそういうデジタルガ

ジェットが出てくるということで、そちらに移行していこうという判断だったと思っております。

今、佐藤議員がおっしゃっていただきました大臣という件でございますが、総務省から総務大臣メールというのが送られております。その中に、今おっしゃっていただきました無償貸付け、戸別訪問、モニター事業、相互接続性の確保、そういったものは書かれております。

しかし、我々としては、何度も申しますが、アナログのときに戸別受信機が既にあったわけです。それでもモニター事業というのは終わっております。無償貸付け、50市町村程度で1万台程度ということでございます。これを導入するに当たっては、やはり町としての指針をしっかりと定めないと、いたずらにこれだけ数台だけ無償貸付けしていただくということもままなりません。

そして、親局と異なるメーカー製品との戸別受信機が使えるようにしようという動きがございます。逆に言いますと、今まだそういう製品ができていないということで、価格が高いのかなというデメリットもあるのかなと考えております。

そういったことから、現時点では、今のシステムを継続して利用していこうと考えております。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（杵本光清） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） これにちょっと時間の都合で長く割けませんので、後で私にきた残暑見舞いと5大紙に同じものが入っております。それをお渡しします。それを十分見ていただいて、国とじっくり相談してください。これはうそなのかということで、よろしく願います。

それと、空き地についてですけれども、平成7年条例化されております。一部の抜粋ですけれども、雑草が繁茂し、枯草が密集し、かつこれらが放置されることにより、清潔な生活環境が著しく損なわれ、犯罪、病虫害または火災その他の災害の発生原因となっていると、それを適正化するための条例なんですけれども。

また、町再生総合戦略の中で、「そうだ、やっぱり河合で暮らそう」とあるのがうたわれていますけれども、あるいはお住まいの方を守れない現状をどう考えてどう講じていくのか、教えてください。

○環境衛生課長（松村豊範） はい、議長。

○議長（杵本光清） 松村環境衛生課長。

○環境衛生課長（松村豊範） 佐藤議員おっしゃっていますように、空き地の危険な状況であるところをほったらかしにしていたら、害虫やら火災の原因になるということを常々おっしゃっているようです。

その部分につきましては、やはり職員のほうできめ細かな状況把握といいますか、それに応じた場面場面によって対応するのが不可欠かなと、このように思っております。

先ほど答弁させていただいたとおりなんですけれども、やはり連絡の届かない方、もしくは通知を見て見ぬふりされている方もいらっしゃるかなというところもありますけれども、その部分につきましては、やはり顔と顔を合わせながら早急に対応していただくようにということで、実際にもう行っております。やはりそういうような細かい対応をしなければならぬのかなというところを痛感に感じておるところでございます。

以上でございます。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（杵本光清） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） ありがとうございます。

7月10日に近隣の空き地の、空き家のパトロールを行いました。参加は議員2名、自治会長、それと環境衛生課、地域活性課の職員の方も忙しい中参加いただきました。主にこの空き地、空き家がどのような今管理で、管理者と話が進んでいるかという報告です、住民に対しての。

この2回目を9月末に予定しております。もし変化がなければ、次回できれば清原町長、田中副町長に参加依頼をお願いしたいと思います。時間の都合がつけばよろしく願います。

職員の皆さんも地道な努力を積み重ねていますけれども、もう進展は限界だと思います。年に複数回管理者へ皆様の税金を使い郵送を繰り返しています。1万円の過料で草刈りはできません。また、毎年毎回お願い、連絡をする必要はあるのでしょうか。

やはり我が町としても先進事例、伊丹市、北九州市、深谷市、名張市、もうインターネット見たら分からんぐらい数出てきます。そういうところとしっかり意見交換しながらでもやっていかないといけないかなと思います。答弁は結構です。

空き家について、9月1日付でホームページに空き家相談コンシェルジュについて更新されていましたが、これは何が変わったんですか、教えてください。

○まちづくり推進部次長（福辻照弘） はい、議長。

○議長（杵本光清） 福祉まちづくり推進部次長。

○まちづくり推進部次長（福祉照弘） ホームページに記載させていただいております空き家コンシェルジュという団体の話なんですけれども、こちらと業務委託をさせていただきまして、こちらは空き家バンクの業務を行っている団体であります。

そして、役場、そして空き家の所有者の方とも相談ができるということになっております。そして、このコンシェルジュを採用した主な原因といたしましては、単独で空き家バンクを活用するにしましては、費用もかさんでまいります。空き家コンシェルジュを通じることによりまして、サーバー、ドメインなどの初期費用が要らないというメリットもありますし、職員が抱えている問題、税、法、建築、不動産などの問題に対しても迅速に対応をお答えなり、うちからの質問に対しましてもお答えをいただけるということで、今後の空き家対策には必要不可欠ではないかということで、空き家コンシェルジュのほうと契約のほうをさせていただきました。

以上です。

○議長（杵本光清） 佐藤議員、残り1分です、まとめてください。

○4番（佐藤利治） ありがとうございます。

私もそれを見たんですけれども、クリックしていくと登録している空き家バンクは河合町ゼロ、賃貸もゼロ、売買もゼロ、だから何のための更新なんかなのというのがちょっと疑問に思いましたので聞きました。

それと、やはり先進事例のこれはやはり条例化したりした場合に、訴えられるということもありますけれども、逆に町が。やっぱり先進事例の桜井市、桜井市はシルバー人材センターと空き家の管理まで含めて協定を結んでおります。その辺をやっぱり勉強していただきたいなと思います。

人口増や「そうだ、やっぱり河合で暮らそう」という人は1人でも増えるように、お互いに努力して精進していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（杵本光清） これにて佐藤利治議員の質問を終結いたします。

暫時休憩といたします。

再開は午後1時30分といたします。

なお、傍聴席の整理券につきましては、午後1時より配付させていただきます。

休憩 午前 11時54分

再開 午後 1時30分

○議長（杵本光清） 再開いたします。

◇ 西 村 潔

○議長（杵本光清） 3番目に、西村 潔議員、登壇の上、質問願います。

○12番（西村 潔） 議長。

○議長（杵本光清） 西村議員。

（12番 西村 潔 登壇）

○12番（西村 潔） 皆さん、こんにちは。

議席番号12番、西村 潔が通告書に基づきまして質問いたします。

まず1つ目、中期財政健全化計画の数値目標について質問いたします。

まず1つ、現時点での令和3年から7年までの5か年間の財政シミュレーションを提示していただきたいと思っております。また、このシミュレーションについての概要を説明していただきたいと思っております。

2番、次に述べます指標について、今後の数値目標は可能かどうか、所見を求めたいと思っております。

まず1つが、実質収支比率、実質収支と実質単年度収支ですね。

2番目、実質公債費比率、3か年計画の平均ですね。

3番目、将来負担比率。

4つ目、経常収支比率。内訳は、人件費と扶助費、公債費でございます。

5番目、積立金残高のうち財政調整基金、その他の基金です。

6番目、地方債の残高。

7番目が債務負担残高ですね。

以上、可能でない指標があれば、その理由を説明していただきたいと思っております。

次に、2番、河合町公営住宅等長寿命化計画と住宅政策について質問いたします。

この計画の目的として、長寿命化による更新コストの削減と事業費の掌握を目的とするためと明記されています。添付の事業費の試算表を参照してください。

この計画によりますと、30年間の総事業費は、佐味田地区の撤去費用を除き16億4,910万円、年平均では5,497万円。年度別に見ますと、最小事業費は令和11年度の400万円、最大は令和12年度の1億4,450万円となっています。

そこで、今後の住宅政策について質問したいと思います。

まず1つ、総事業費をさらに削減する計画はあるのかないのかですね。

2番目、財源確保は全て一般財源から賄えるのかどうかですね。

3、公営住宅のスクラップを含む再編は考えているのかです。

4、入居者の家賃等の負担増は考えているのかどうか。

5番目、総合的な住宅政策をいつ、誰が決めていくのか、その手順を示してほしいと思います。

次に、3、公有財産の売却に戦略的構想と計画はあるのかどうか。

まず1つ目、土地台帳の現状について説明を求めます。

まず、取得年月日、簿価、取得した経緯や理由、時価評価は記載しているのかどうか。

2番目、売却可能な土地、できない土地の面積及び評価額はそれぞれどのような割合になっているのか。

3番目、保有している土地の処分についてどのような戦略があるのか。売却可能と思われる土地、あるいは売却不可能と思われる土地に対する今後の戦略的計画があるのかどうか。

4番目、売却検討委員会ではどのような中長期的な戦略的構想を出しているのか。これから出すのかどうかを含めて回答をお願いしたいと思います。

次に、4番目、地方自治体の改革提言について質問いたします。

今から20年後ですけれども、2040年に向けた地方行政の在り方等に関する答申が6月26日に総理大臣に出されております。この中で、①基本的な認識、②地方行政のデジタル化、③公共と民間との連携、④地方公共団体の広域連携、⑤地方議会など、それぞれについての必要な改革を提案しております。

この答申の題名が「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」となっております。従来から言われている人口減で担い手が減る一方、医療や介護の需要は毎年増加しております。他方、インフラの老朽化が進むという厳しい環境下でどのように自治体の行政サービスを維持するのか。この答申が示してい

る答えは、デジタル化と連携です。

そこで、目指すべき地方行政の姿として、変化やリスクに対応する地方行政の在り方として、①地方行政のデジタル化と②公共と民間との連携及び地方自治体の広域連携が必要であると指摘しております。

そこで質問いたします。

まず、1、現状の行政手続のオンライン化の状況はいかがでしょうか。今後の目標はありますか。

①利用者の目線で見ると利便性は向上しているのかどうか。

②自治体クラウド、人口知能の導入状況、オープンデータやビッグデータの活用状況の現状はいかがでしょうか。

③学校授業などでオンライン教育はどこまで本当に進んでいるのか。

④これらのデジタル化を進めるに当たり、専門人材面での確保や職員の育成の現状はいかがでしょうか。

次、2番目、公共と民間との連携と協働の基盤構築状況の現状と今後の展望はどうなるのか。

①として、多様な主体との連携・協働の基盤固めの構築の状況はどうか。例えば地域助け合い協議体という構想が1年前にあって一部稼働していると聞いておりますけれども、現状はどうか、全河合町の中でこういう構想が実現できるのかどうか、報告をお願いしたいと思います。

②民間人材の獲得と地方公務員の交流についての町の考えはいかがでしょうか。例えば民間と公務を兼業する任期付短期勤務職員、民間人材を地方公務員として任用するという方法ですね。

③地方公務員の営利企業への従事等の許可を検討する構想はあるのか、あるいは今後可能かどうかですね。

以上、質問いたしましたので、追加質問があれば自席でさせていただきたいと思っております。

○総務部次長（上村卓也） 議長。

○議長（杵本光清） 上村総務部次長。

○総務部次長（上村卓也） 私のほうからは、1つ目の中期財政健全化計画の数値目標についてということでお答えさせていただきます。

本町では、今後10年間の収支見通しを策定する予定をしております。そして、この収支見

通しに基づき、数値目標を設定していきたいと考えております。なお、設定する指標につきましては、実質公債費比率、将来負担比率、経常収支比率の3つを予定しておりますが、基金の積立金残高や地方債残高などにつきましては、収支見通しと併せて公表させていただく予定をしております。

以上でございます。

○住民生活課長（上村英伸） はい、議長。

○議長（杵本光清） 上村住民生活課長。

○住民生活課長（上村英伸） 私のほうからは、2つ目の河合町公営住宅等長寿命化計画と住宅政策について回答させていただきます。そこで5つ質問がございます。順次回答させていただきます。

1つ目、総事業費をさらに削減する計画はありますか。

長寿命化計画策定に当たっては、中長期的な見通し（30年間）の計画を立てています。また、事業費の算出は、基本的な工法での概算事業費での算出でございます。各年度ごとの実施について、事業費が補助基準内で削減となる工法を検討し、進めていきたいと考えています。また、社会情勢の変化、事業進捗状況等に応じ、おおむね5年ごとに定期的に見直しを行うこととしています。

2つ目、財源確保は全て一般財源で賄えますかという質問でございます。

長寿命化計画の事業実施においては、2分の1が国庫補助を活用し、残り2分の1は一般財源となり、総額全てを一般財源で賄うことにはなりません。

3つ目、公営住宅のスクラップを含む再編は考えていますかという質問でございます。

耐用年数が残り二十数年ある中層棟の泉団地、向陽団地の入居者の低層棟の空き家への住み替えを行っていき、住み替えが終われば、解体も含めた計画は必要と考えています。さきに答弁させていただきましたとおり、社会情勢、町の財政状況、町営住宅の空き家状況及び住宅市場の動向を踏まえ、総合的に判断した上で考えていきたいと思っております。

4つ目、入居者の家賃等の負担増は考えていますかという質問でございます。

毎年、所得に応じて家賃の基準額の見直しは行っております。公営住宅への入居者は低所得者であり、低廉な家賃で賃貸する住宅でございます。基準額以上の値上げについては考えておりません。

5つ目でございます。総合的な住宅政策はいつ、誰が決めますかという質問でございます。

現在、長寿命化計画をベースに進めようとしているのは、中層棟である泉団地と向陽団地

の入居者をどのようにしていくかを考えております。入居者の中には高齢者の方もお住まいされており、他の住宅への住み替えなどを行いながら、住宅施策といたしましてどのように進めていくべきか、福祉政策も含めて町全体で考えていきたいと考えております。

以上です。

○総務課長（小野雄一郎） 議長。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） それでは、ご質問いただきました大きな項目の3点目、公有財産の売却に戦略的構想と計画はあるのかというご質問に対しましてご答弁いたします。

本町が保有する土地の台帳整備の状況についてですが、解散いたしました土地開発公社から代物弁済として引き受けた土地につきましては、事業の目的、取得年月日、そして時価評価などの整理ができています。

しかし、それ以外の町が保有している土地につきましては、土地の地番、地目、地積などが記載された一覧は存在いたしますが、古くから保有していることから、取得年月日や経緯など記録が残るものも少ないため、これらの情報まで記載した台帳としての整備はできていない現状でございます。

現在本町が保有している土地につきましては、決算書に添付しております財産に関する調書、こちらに記載のとおり約100万平方メートルとなり、そのうち約96万平方メートルは公有財産、または公共財産として管理しているものであり、当然のことながら処分はできないと考えております。

そして、残る約4万平方メートルの土地につきましては、普通財産として保有している土地になり、行政上の目的は持たないものであることから、これらの土地の中から河合町町有財産等売却処分審査委員会に諮り、売却処分検討地、保有継続地といった5つの分類、9つの基準に整理していただいております。

売却処分審査委員会では、売却処分するものとして分類された土地の売却については、本来、町有財産は適正な対価なく売却できないといった制約がある中、売却という目的達成のため、専門家の見識に基づきまして売却対象地の価格決定のルールなどを定めていただき、また、個別の売却案件の妥当性などについて審査していただいているところでございます。

続きまして、大きな項目の4点目、地方自治体の改革の提言についてという中で、現状の行政手続のオンライン化の状況についてご答弁いたします。

行政手続のオンライン化の状況といたしましては、本町独自のものといたしまして、各公

共施設の予約、公民館の各講座の申込み、各種検診の申請などがございます。また、本年度より新たに開始したものといたしまして、図書館における各種手続や職員採用試験の申込みなどが挙げられます。

これらの手続は、夜間や休日でも可能であるなど利便性が認められる一方で、全体の件数に占めるオンライン手続の割合は半数以下であるといった課題も抱えており、手続に係る操作方法などを分かりやすくすることなどにより、利用率の向上といったものを目指してまいりたいと考えておるところでございます。

自治体クラウドに関しましては、平成22年度より基幹システムでの運用を開始しております。当初に導入した住民情報系システム以外のシステムにも波及するなど、本町においてはしっかり根づいていると考えております。

人口知能（A I）やビッグデータ、オープンデータの活用につきましては、現在のところ、この場で取り上げるような事例はございませんが、より一層の事務量の増加と効率化といえますのは、本町の組織においても近い将来必ず直面する課題であると考えておりました。A IであるとかR P A、そういった技術を活用しまして、人手で行っていた単純作業を削減させるなどの方法で解決していく必要があると考えております。

今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大、このことにつきましては、オンラインによる手続や会議など、デジタル技術の可能性を広く再認識させたと言え、今後、加速度的に進化・普及していくと予想されております。このような中、住民の皆様がデジタル技術をご利用いただける機会を創出し、利便性のさらなる向上を目指すとともに、技術を利用する側の立場としましても、業務効率化を目的として業務に取り入れていくことを進めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、公共と民間の連携と協働の基盤構築状況の現状と今後の展望はとご質問いただいております中で、地方公務員の交流についてという部分と営利企業への従事等の許可を検討する構想の有無というご質問ですが、多様な主体が連携・協働するには、人材が組織という枠を超えて活躍できるような仕組みが必要と考えております。

そのため本町では、新規採用職員を募集する際の年齢要件に幅を持たせ、公務員以外の職を経験し、民間の考え方や接点を持つ人材を採用するなどの取組を進めておるところでございます。また、今後、企画の立案や地域の課題解決に向けて実際に民間で活躍しておられる人材を確保する必要があるれば、任期付職員や任期付短時間勤務職員として採用することも選択肢としては考えられます。

次に、職員の営利企業への従事等の許可については、公務以外の事業に関心を奪われ、本来の職務に対する集中力が欠けることなどを防止するという本来の法律の趣旨を踏まえ、運用しておるところでございますが、職員が公務に就きながら公務以外の経験を得るといった必要があれば、法律の趣旨を十分に考慮した上で、許可対象となる具体的な職務内容、こういったものを明確にするなど、透明性を確保した上で運用が考えられると思っております。

以上となります。

○教育総務課長（中尾勝人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中尾教育総務課長。

○教育総務課長（中尾勝人） 私のほうからは、オンライン教育について答弁のほうをさせていただきます。学校授業などでオンライン教育はどこまで進んでいるのか、これらのデジタル化を進めるに当たり、専門人材面の確保や職員の育成はどうかということについて答弁させていただきます。

オンライン授業の環境整備として、校内LANの整備や1人1台のタブレットの購入を進めている段階でございます。現時点でのオンライン教育につきましては進んではおりませんが、教職員が積極的にオンライン教育の研修に参加をしているところでございます。将来的には、学校内での専門的な人材が必要だと考えております。

以上でございます。

○高齢福祉課長（古谷真孝） はい、議長。

○議長（杵本光清） 古谷高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古谷真孝） 私のほうからは、多様な主体との連携・協働の基盤固めの構築の現状及び今後の課題について報告させていただきます。

現状といたしまして、国が市区町村単位で設置すると示す第1層の協議体を自治会、民生児童委員、老人クラブ連合会などのメンバーにより構成しており、本町では、社会福祉協議会の生活支援コーディネーターが中心となり、地域資源の調査及び担い手の発掘に取り組んでおります。

今後の課題としましては、担い手がサービスを実施する上で抱える問題の解決が挙げられると考えております。

以上です。

○12番（西村 潔） はい。

○議長（杵本光清） 西村議員。

○12番（西村 潔） 多岐にわたっている質問なので、時間を節約するという意味で、まず1番目の中期財政健全化計画の数値目標、これはかねてから要望しておりまして、今の答弁では10年間出されるということですが、いつ出されるのかどうか。今おっしゃった3つの指標の実質収支比率、これは実質収支と、それから実質単年度収支も含めて出してもらえるとということによろしいでしょうか。

それから、このほかの項目については出せないというのは何か理由があるのでしょうか。主な3つ以外を出すということについては何か障害があるのかどうか、これについて、まず回答をお願いしたいと思います。

○総務部次長（上村卓也） 議長。

○議長（杵本光清） 上村総務部次長。

○総務部次長（上村卓也） お答えさせていただきます。

まず、収支見通しにつきましては、10年間の収支見通しを策定するという事で考えております。策定期間ということですが、秋頃までに策定をしたいというふうに考えております。

あと目標数値の設定が可能かどうかという中で、単年度収支の部分も含めてできるのかということですが、目標の数値としましては、先ほど申し上げた3つの指標を目標としたいと考えておりますが、その収支見通しの中で単年度の収支も含めて報告させていただきたいというふうに考えております。

あと、この中で1から7つまで項目を書いていただいておりますが、ほぼこの内容について、その収支見通しの中で報告をさせていただけることになるかなというふうに考えております。

○12番（西村 潔） 議長。

○議長（杵本光清） 西村議員。

○12番（西村 潔） かねてから申し上げているのは、こういうシミュレーションをつくって目標を持った。その持った検証をどうするかということを行っているわけですね。今までは内部で実行したかどうかということをやっているわけですが、外部に伝わってこないわけですね、住民や議会の中に。去年はどういうふうに達成したのか、していないのかとか。その辺のところ第三者のチェック機能をどう使っていくかということについては、どういうふうに考えておられますか。

○総務部次長（上村卓也） 議長。

○議長（杵本光清） 上村総務部次長。

○総務部次長（上村卓也） 作成後の検証ということでございます。

現在、おっしゃるように、町内部での検証を行っているところでございます。今後もそういう形で進めていきたいというふうには考えておりますが、今言っていた内容についても、また検討させていただきたいというふうには考えております。

○議長（杵本光清） 西村議員。

○12番（西村 潔） 次に、河合町の公営住宅の長寿命化計画ですね。しっかりした計画書が出たんですね。これを土台にしてやはり財源の問題とか、いろいろやっていくということですけども、最終的には住宅政策をどうつくっていくかということになると思うんですね。数値で見ますと半分は補助金が出るということですけども、河合町では自己負担は50%で済むということでございましょうか。まずこの1点です。回答をお願いします。

○住民生活課長（上村英伸） はい。

○議長（杵本光清） 上村住民生活課長。

○住民生活課長（上村英伸） はい。2分の1が国庫補助で2分の1が一般財源ということになります。

○議長（杵本光清） 西村議員。

○12番（西村 潔） いろいろ課題が山ほどあると思うんですね。やはりせっかく河合町の公営住宅等の長寿命化計画ができたわけですから、16億かかるということなんで、これを何とか減らす方法とか、5ケ年計画で見直すと言っていますけれども、どういうふうにして見直していくのか。

というのは、5年単位でいいと思いますけれども、30年は非常に長いんで、やはり状況も変化するわけですね。例えばそういう組織をつくるのか、あるいは担当課でそういうことを練って町長等に具申をするのかどうかということですけども、この点について回答をお願いしたいと思います。

○住民生活部長（門口光男） 議長。

○議長（杵本光清） 門口住民生活部長。

○住民生活部長（門口光男） 町の方針というところと、いつ、誰が行うのかというところでお答えをいたします。

長寿命化計画をベースに町行政の施策の統一を図り、更新コストの削減を目指すためには、長期的な計画の具体化というところが必要と考えてございます。社会情勢の変化等により、計画ではおおむね5年をめどに見直しを行うということとなっております。まず、実務を

行っている担当課が中心に、時には外部の方の知恵を伺いながら、住宅施策をこのような方向で進めたいというところの計画書なり提案をさせていただいた中で、町の重要課題検討会議においての議論を経て、突き止めてまいりたいというように考えてございます。

以上です。

○12番（西村 潔） 議長。

○議長（杵本光清） 西村議員。

○12番（西村 潔） 5年間で見直す方法が1つ出たわけですがけれども、見直すときにどういう組織で見直すのか。例えば担当課がこう、こう、こうと計画を立ててやるのか、あるいは部長会で案を出して検討するのか、その辺のところはどうなんでしょうか。回答をお願いします。

○住民生活部長（門口光男） 議長。

○議長（杵本光清） 門口住民生活部長。

○住民生活部長（門口光男） 先ほどもお答えしたとおり、担当している課が一番知ってございます。その辺で計画をまず担当課において立てさせていただいて、外部の方の知恵をお借りしながら、重要課題の検討会議の中で、これは福祉部の部長も入ってございますので、その中で統合性というところを突き止めてまいりたいというように考えます。

○12番（西村 潔） はい。

○議長（杵本光清） 西村議員。

○12番（西村 潔） 住宅政策という基本的な考え方が定まらないと、なかなか前へ進みにくいと思うんですね。ところが、長寿命化計画30年はできたけれども、これをどういうふうにかかして住宅政策に結びつけるかについてがなかなか見えてこないんです。

政策づくりが困難な理由とは一体何ということ、基本的なところをやはりつくりたいことには、5年間で見直すというのは、5年間で実行した結果をどう見直すかということになると思うんですがけれども、かねてから私は申し上げていますがけれども、住宅に関する政策が全く伝わってこないわけですよ。何をどうするかということが伝わってこない。そのやはり基本的なところはつくってほしいと思うんですね。

というのは、これだけ、16億も金がかかって、8億は補助をもらえるといっても、年度別に見たら分かりますよね。令和11年は4,400万かかる、令和12年が1億4,500万かかる、こういうびつな費用が出ているわけですがけれども、だから基本的な計画を立てないことには、これをフラットにどうしていくかということも踏まえてやらないことには、なかなか前へ進

まないとします。5か年計画ですと令和5年が3,150万かかるわけですね。このとおりいかないとしますよ。

だから、まず基本的な住宅政策をどうしていくのかについてを早急に検討すべきだとは思いますが、それは無理なんでしょうか。できないということですか。全くそこまで頭がまわらないのか、人がいないのかどうか、その点について回答をお願いしたいとします。

○住民生活課長（上村英伸） はい、議長。

○議長（杵本光清） 上村住民生活課長。

○住民生活課長（上村英伸） 基本的な考え等がございます。将来的に5年後、10年後という今後の方針を出していく中で、先ほど部長も言いましたとおり、外部の人などの意見、知恵と考え、またほかの市町村等もそのような問題を抱えているところもございますので、その市町村を参考にしながら進めてまいりたいと考えておるところです。

○12番（西村 潔） はい。

○議長（杵本光清） 西村議員。

○12番（西村 潔） 住宅政策というのはできますか。5年以内とは言いませんけれども、二、三年の間にできますでしょうか、どうですか。

○住民生活部長（門口光男） 議長。

○議長（杵本光清） 門口住民生活部長。

○住民生活部長（門口光男） 今年度の予算に一部改修等、整備すべき予算も計上しておりますので、先日全議員協議会の中でご説明させていただいた計画どおり、まずは進めていかなければならないという強い思いを持ってございます。

○12番（西村 潔） はい。

○議長（杵本光清） 西村議員。

○12番（西村 潔） 次に移りたいと思えますけれども、公共財産の売却、これはなかなか戦略的という意味が理解しづらいと思うんです。というのは、例えば土地の用途を変更するとか、公園の土地を売却するためにはどうしてたらええかとか、そういう中長期的な計画がないといけません、マスタープランも関係してくるわけですから。そうすると、今ある売却可能な土地をどうしていくのか、それから売却できない土地はどうするのか。永遠にそのまま売らないということか、この辺の答弁が全然できていないですね。

だから戦略的という意味は、例えばこの土地はもう売れないから元の地主に引き取っても

らうとか、近所の人に引き取ってもらおうとか、そういうようなことを考えてほしいわけですね。そうしないと、永遠にこのままいくとそのままになっていくわけですね。そういう土地はもう触らないと、そういう発想では駄目だと思うので、中長期的な戦略構想を、ということはマスタープランにも関連してくるところもあるので、その辺のところをやはり、売却検討委員会でできなかつたらほかの委員会をつくってもらおうとか、やってもらおうということはいかがですか、できますか。

○総務課長（小野雄一郎） 議長。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） まず、私が質問のご通告を受けたときに戦略的という文字で印象を受けたのは、やはり目的達成のために取捨選択して、必ず目的を達成するために必要なことだけを行うような手段というのが戦略であるという認識の下、今回答弁させていただいております。

その中で、議員は、例えば公園のような行政財産でも売却することも考えられるんじゃないかというご指摘ですが、基本的にルール上として、行政財産に供しているものは一般的にはもう売却できないものということで、そこまでの考えには私は及んでおりません。

その中で、どう売却していくかなんですけれども、売却という中でもいろんな方法があると思うんです。例えば非常に戦略的だなと私が感じた事例としましては、売却に当たって、埼玉県のように土地の一般競争入札の予定価格をマイナスで設定している例、そういったものも拝見しまして非常に戦略的という印象を受けました。

あと、今の売却処分の審査委員会で議論していただいている中では、やはり専門分野が土地価格の決定など、そういった部門の専門家が多いことですから、価格設定などについてのご議論が非常に重点的になっている現状でございます。

○議長（杵本光清） 西村議員。

○12番（西村 潔） ルールは当然あるんですね。そのルールを守るためにはどうしたらええかということを考えると。私は民間に30年おったんですけれども、本社を売却してほかへ移るということもやっているわけ、民間は。だから、極端に言うところを売却してどこかへ行くとか、そういう構想を持たないと財政健全化には結びつけへんと思いますわね。だから、そういう発想を取り除くといいますか、障害があると思います。違法までしてできひんわけですから。そのためには何をしたらええかということを戦略的に検討してほしいと思っているわけですね。

だから、個別の案件は確かに専門家の人に行ってもらおうでしょうけれども、そうじゃなくて、河合町が持っている財産をどう活用していくのか、そういう発想ができる委員会とか検討委員会をつくってほしいわけですよ。

今まで私は、土地開発公社が5年前に来る前から言っていたわけですよ。自分の土地になるわけやから、当然それを活用する方法を考えてほしい。例えば全く売れないものはもう売れないでいくのか、マイナス金利じゃないですけども、お金を出してでも引き取ってもらえるかということも検討してほしいわけですよ。

だから長期的な味方でやっぱり考えていかないと、目先のことだけ考えるともう何もできない。このままずっと20年もいっちゃうという可能性があるじゃないですか。その辺のところを含めて、戦略的な構想をどこかでつくってほしいわけですよ。そういうことをお尋ねしているわけです。だから、構想をつくるためには一体どないしたらええのかというところをやっぱり答弁してほしいんですけども、いかがですか。

○総務部長（澤井昭仁） 議長。

○議長（杵本光清） 澤井総務部長。

○総務部長（澤井昭仁） 西村議員の考えをお聞きするごとに、基本的な考え方は我々と変わっていないと思います。ただ、先ほど小野が申しあげましたように、戦略という言葉の意味合い、あるいは例を挙げましたけれども、マイナスでもうさばいてしまうと、そういう議論になる土地もあるかもわかりません。

今は、私と小野課長の担当レベルでそういう新たな財産管理の方法というのを議論しております。ですので、今、西村議員がおっしゃっているような組織立てをどうこうという段階ではまだないので、それはしばらくお待ちいただきたいというふうに思います。

○12番（西村 潔） 議長。

○議長（杵本光清） 西村議員。

○12番（西村 潔） それでは、次に移ります。

4番目の地方自治体の改革提言について、レポートはもう既に読まれたと思うんですけども、多岐にわたっているわけですね。これはかねてから言っているように、民間の人たちの知恵を取るとか、あるいは民間と行政との人事異動をするとか、こういう考え方なんですよ。なかなかこういうことは、行政としては法律とか規則の壁があるということは分かりますけれども、最近は任期付の短期勤務職員も採用されてきているわけですから、いろんな人との交流をしないことにはなかなか難しいというふうな視点があるので、ぜひとも、20年後

を見据えてじゃなくて、20年後から今何をしたらええのかという発想でこういうものについてやっぱりやってほしいと思いますね。

それから、デジタル化というのは非常に今、コロナで脚光を浴びていますが、これはほしえないといけない。日本は遅れていると思います。教育もそうですね。だから、そういういろんな問題を含めているので、今から20年後じゃなくて、20年後から今を見たときに何をほしえないといけないかという発想を持ってほしいわけです。たくさんいいことを書いています。議会も書いていますが、私は議員なので議会のことは言いません。

そういう意味でもう一つ聞きたいのは、地方公共団体との連携です。合併はできなかったんですけど、今後、地方公共団体との連携をどうしていくのかについて、やはりお考えがあると思います。福祉の分野もいろいろあると思いますけれども、どういう組織で連携していくのかについて答弁をお願いしたいと思います。

○総務課長（小野雄一郎） 議長。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） 今回のご質問で議員が触れられております地方制度調査会、地制調からの答申内容は確かに拝見しております。2040年頃から逆算して、今顕在化する課題にどう取り組むかということが書かれておりますので、ここに書かれているような内容というのは、これから迎える社会の流れのヒントになるようなことが書かれていると思います。非常に参考にした上で取り組んでまいりたいと思います。

また、その中で、おっしゃっていた地方公共団体の連携ですが、今、例えば公の施設の共同利用とか、そういった連携というのを担当者レベルでちょっと模索しているようなものがあります。こういったものから順に取り組んでまいりたいと考えております。

○12番（西村 潔） はい。

○議長（杵本光清） 西村議員、残り1分です。

○12番（西村 潔） 連携というのはハードだけでなく、ソフトの面でどう連携できるかということなんです。介護保険もしかり、7町もそうですけれども、今までやっている部分もあると思うんです。それをどういう形でもっと強力にしていくかということについて、答弁をお願いしたいと思うんですけれども。

○総務部長（澤井昭仁） はい、議長。

○議長（杵本光清） 澤井総務部長。

○総務部長（澤井昭仁） 非常に難しい提案で、どう答弁させていただいたら。

連携という部分についての丸バツというのは、もう間違いなく丸、連携を進めていくというのは当然のベクトルだと思います。その手法について、従来であれば一部事務組合であるとか、あるいは複合事務組合であるとか、そういう手法はたくさんあると思います。ただ、今、私どもで、じゃ、このベクトルでいこうという方向性を答弁する段階には至っておりません。ただ、そういった他団体との連携というものはあらゆる分野について模索していくところについては、私も必要であるというふうに考えておりますので、そういった方向性は持っていきたいと思います。

○12番（西村 潔） はい。

○議長（杵本光清） 西村議員。

○12番（西村 潔） 私の言いたいのは広域連携ということなんですね。ほんで合併じゃないんですけども、やはりいろんなところでもう既にやっているわけです。それを広域化して、同じ行政の職員さんがやっている仕事を広域化できるかどうかという視点を持てるかどうかということなんですね。だから、行政が今やっている業務について分析しているわけですから、その中で何を広域行政としてやるかどうかということを検討していますかということ、あるいはこれから検討するのかということを確認しているわけですね。回答いただけますか。

○総務部長（澤井昭仁） 議長。

○議長（杵本光清） 澤井総務部長。

○総務部長（澤井昭仁） 例えば今、数年前から荒井知事の下で進められております奈良モデルは、最たる広域連携の例であると。ここで今、実際に形として成っているもの以外にたくさん議論の種があります。これから当然いろいろ出てくると思います。その中で連携を進めていくというのも一つの方法ですし、あるいは北葛城郡という単位で連携を進めていくというのも一つの方法です。

私が申し上げたいのは、いろんな連携の形というものがあって、全てこれでいきますという形ではないです。ただ、いろんな業務について連携を模索し続けるというのは、我々公務員にとって、あるいは行政にとって大事なことだという考えは持っております。

○議長（杵本光清） 西村議員。

○12番（西村 潔） 連携して組織を構想するための話合いをする場、仕組みをつくっていくかどうかということも含めて質問しているんですけども、いかがですか。

○総務部長（澤井昭仁） 議長。

○議長（杵本光清） 澤井総務部長。

○総務部長（澤井昭仁） 県全体の仕組みについて、先ほど申し上げました奈良モデルという土俵がございますし、あるいは北葛城郡でいいますと4町の町長で構成する町長会、広域でいきますと広域の町長会というベースもありますし、奈良県全体の奈良県町村会という議論のベースもあります。そういったベースは既にありますので、その中でいろいろ議論できるというふうに考えております。

○議長（杵本光清） これにて西村潔議員の質問を終結いたします。

◇ 梅 野 美智代

○議長（杵本光清） 4番目に、梅野美智代議員、登壇の上、質問願います。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（杵本光清） 梅野議員。

（3番 梅野美智代 登壇）

○3番（梅野美智代） 議席番号3番、梅野美智代です。

通告書に基づき、2項目質問いたします。

佐藤議員と重複する箇所もあるかと思いますが、ご了承願います。1つ目は空き家対策について。

近年、人口減少と高齢化が進む中、全国各地で空き家の増加が問題視されています。老朽化した空き家が放置されると、倒壊の危険や犯罪の誘発など、周囲に悪影響を及ぼすことが危惧されています。

2015年5月より、空家等対策の推進に関する特別措置法が完全施行されました。この法律の目的は、適正な管理が行われていない空き家が、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体または財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、併せて空き家等の活用を促進しようとするものです。

現在、空き家が老朽化し、危険な状態のまま放置される要因の一つとして固定資産税の増額が挙げられます。空き家を取り壊し更地にした場合、住宅用地特例が適用されなくなり、固定資産税が3倍から6倍に跳ね上がります。そのため、家屋がどのような状態であっても既存のまま残しておく所有者が多くおられます。今回、この特措法の制定により、市町村が

特定空家に認定し改善の勧告を行った場合、住宅用地特例から除外され、更地と同額の固定資産税が課されることとなりました。

現在、町内には、管理の行き届いていない空き家が多く見られます。草が生い茂り通学路を妨げている家屋、瓦が落ちかけ倒壊の危険性のある家屋など、安全面において非常に心配です。近隣住民の中には、防犯面で不安を抱えている方もおられることでしょう。そういったことを改善するためにも、今後、この特別措置法を生かし、空き家対策を早急に進めていってもらふ必要があると考えます。

また、空き家対策には、先ほど述べました空き家の撤去だけでなく、活用し得る空き家の有効活用について考える必要があります。その一つとして空き家バンク制度の活用が挙げられます。住んでいない家屋を空き家バンクに登録することで新しい住民が見つかり、家を貸したり売ったりして次につながる可能性が広がってきます。そういった制度を積極的に推進することも対策の一つではないでしょうか。

近い将来、空き家が急速に増えていくことが予想されています。住民の皆さんが今住んでいる家の将来を考えてみると、数年、または数十年先には管理することが難しくなり、空き家になる可能性が高いかどうかについては、ある程度把握されていることと思います。親族により適正に管理していける場合は問題ありませんが、そうでない場合、どうすればよいのかと不安に思っている方もおられることでしょう。

そういった方のためにも、空き家を未然に防ぐ対策として、空き家相談窓口を設けるというのよいかと考えます。その際は行政だけでなく、不動産業者や建築業者、その他関係機関と連携し、相談体制を整えることが大切です。相談者にとっては将来の不安を払拭できるという点で、河合町としては、空き家となる前段階の情報収集ができ、今後の対策に生かせるという点で、双方にメリットがあるのではないのでしょうか。そして、何より管理できない、管理されない空き家の減少につながるのではないのでしょうか。

以上のことを踏まえ、次の質問をさせていただきます。

1、住民から空き家に関しての苦情や要望があった場合の対応はどのようにされていますか。

2、河合町の総住宅戸数に対しての空き家戸数は。

3、2015年5月に空き家対策特別措置法が施行されましたが、措置法を生かしてどのような対策を講じていますか。

4、空き家対策室で専門的な相談等があった場合はどのような対応をされていますか。

5、空き家の利活用としての空き家バンク等組織との連携はされていますか。

6、今後大きな問題となっていく空き家対策に関して、町としてどのように取り組んでいかれますか。

7、住宅用地の固定資産税の算定根拠説明を詳しくお願いします。

2つ目として、新しい生活様式に伴う登下校について。

新しい生活様式に伴い、子供たちは、例年にない猛暑の中の登下校となります。熱い中のマスクの着用、夏休み短縮による登下校は子供たちには大きな負担となる中、頑張っています。途中の小まめな水分補給も取り入れられるようにもなりました。

保護者の中からは様々な声が上がっておりますが、町としての対策は何か考えておられますか。

以上、再質問につきましては自席にて行います。

○まちづくり推進部次長（福辻照弘） 議長。

○議長（杵本光清） 福辻まちづくり推進部次長。

○まちづくり推進部次長（福辻照弘） 私のほうからは、空き家対策について、「近年、人口減少と高齢化が進む中、全国各地で空き家の増加が問題視されています。住民から空き家に関しての苦情や要望があった場合の対応はどのようにされていますか」、2つ目として、河合町総住宅戸数に対しての空き家戸数は、3つ目として、2015年5月に空家対策特別措置法が施行されましたが、特措法を生かしてどのような対策を講じていますか、4つ目として、空家対策室で専門的な相談があった場合、どのように対応されていますか、5つ目として、空き家の利活用としての空き家バンクなどの組織との連携はされていますか、6つ目として、今後大きな問題となっていく空き家対策に関して、町としてどのように取り組んでいかれますかの6項目について、順次回答させていただきます。

まず初めに、現場確認を行い、空き家が与えている問題を確認し、所有者の確認作業を行い、所有者などに改善通知を発送しています。発送後、改善がなされない場合、再通知します。また、電話連絡及び直接対応が可能な場合は、電話連絡及び訪問して対応させていただいております。

2つ目として、令和2年4月現在の河合町の住宅戸数は6,239戸、今回、職員による空き家の実態調査で確認された空き家は370戸、空き家率として5.9%です。

3つ目として、特措法に基づき、空き家の所有者などに関する情報の提供を他の関係する地方公共団体などに求めています。そして、適切な管理に努めるように指導しております。

今後は、協議会の設置、空き家対策計画の策定を行い、特定空家の認定にも取り組んでまいります。

なお、空き家対策計画の基礎資料となる空き家の実態調査が完了し、現在、空き家のデータベース化を図っており、10月には空き家所有者に対しての意向調査を実施し、調査内容を精査して、特措法に基づき空き家対策に取り組んでまいります。

4つ目として、今年の6月に特定非営利法人空き家コンシェルジュと空き家相談窓口運営など業務委託契約を締結して、職員で対応できない専門的な相談（法務、税務、建築、不動産など）の支援などに対応できるようになりました。

5つ目として、空き家バンクについて、ライフフルホームズの空き家バンクに登録しております。また、全国版空き家バンクともリンクさせておりますが、現在、河合町の登録はございません。

なお、先ほど説明させていただきました空き家所有者などの意向調査結果を下に空き家バンクの登録を促し、空き家の利活用を進めてまいります。

最後の6つ目として、河合町に合った対策を考え、庁内の関係する課が連携した多面的な取組と窓口の一本化、増加する空き家の問題に対応するため、所有者の空き家の適正な活用・管理を促しつつ安全確保を図り、周辺住民からの申立てなどを踏まえ、関係各課が現状調査、所有者などへの働きかけ、規制、支援などを模索してまいります。空き家対策は、大字、自治会との連携といったことが重要となってきますので、連携・協力して取り組んでまいります。

以上でございます。

○税務課長（新井俊洋） はい、議長。

○議長（杵本光清） 新井税務課長。

○税務課長（新井俊洋） 私のほうからは、7つ目の質問としまして、住宅用地に係る固定資産税の算定根拠説明を詳しくお願いしますということについてお答えさせていただきます。

人が居住する住宅の敷地の用に供する土地につきましては、その税負担を軽減することを目的として、課税標準の特例措置が設けられております。

特例措置の内容としましては、200平方メートル以下の住宅用地の課税標準額については価格の6分の1となり、200平方メートルを超える部分の住宅用地の課税標準額については、価格の3分の1となるものでございます。また、住宅用地の適用を行った土地につきましては、実際に居住しているかどうかを判断することは難しく、その家屋が取り壊されるまでは住宅

用地として軽減措置の対象となるものでございます。

○教育総務課長（中尾勝人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中尾教育総務課長。

○教育総務課長（中尾勝人） 私のほうからは、新しい生活様式に伴う登下校について、登下校中の町としての対策について答弁のほうをさせていただきます。

町として感染防止などに万全を期し、新型コロナウイルス感染症との共存を前提とした認識に立ち、子供たちの健やかな学びを保障するなど両立を図ることを目的に、「学校教育活動に関するガイドライン」を作成しています。学校の新しい生活様式として、各学校による登下校中の安全対策（熱中症対策）について、次のように取り組んでおります。

例えば水筒の中身にスポーツドリンク、ネッククーラーを首にかける、日傘を差す、また、人との距離を十分取ることができる場合はマスクを外すことは許可をしています。第二小学校区につきましては、統合したことで旧三小校区の通学距離が長くなったことにより、トイレや一時休憩を取ることが可能のなるように、まほろばホールやニッセイエデンの協力を得ています。

以上でございます。

○3番（梅野美智代） はい。

○議長（杵本光清） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） それでは、空き家対策について再質問をいたします。

いろいろ取組をされているのがよく分かりました。せっかくよい取組をしているのですが、空き家相談窓口の件につきましては、どのように周知されていますか。

相談窓口のパンフレットを窓口等の人目につく場所に置く、固定資産税の納付書発送時には相談窓口の案内及び空き家バンクのお知らせを同封する等、税務課と連携して住民への発信の工夫をされてはどうでしょうか。そのような窓口が開設されていることを知らない方が大勢おられると思いますので、今まで以上の情報発信が必要だと感じます。

また、河合町空き家等の適正管理に関する条例の制定の考えをお聞かせください。

○総務課長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（杵本光清） 福祉まちづくり推進部次長。

○まちづくり推進部次長（福祉照弘） 私のほうからは、相談窓口についてということなんですけれども、相談窓口につきましては、広報、ホームページ、SNSで周知してまいります。パンフレットについては、来年5月の固定資産税納付書発送時に同封したいと考えておりま

す。

なお、ホームページに「空き家相談」というタイトルで、空き家相談窓口業務を提携している午前中朝に佐藤議員のほうにも説明させていただきましたが、空き家コンシェルジュのホームページにリンクさせておりますので、空き家に関する相談窓口の選択肢の一つとして活用していただきたいと考えております。そして、河合町の空き家相談の総括窓口は地域活性化であるということを周知してまいりたいと考えております。

空き家などの適正管理に関する条例の制定についてですけれども、私も、条例制定は必要と認識はしております。特措法で対応すること、条例で対応すべきと考える不全空き家について、特措法に網羅されていない予防措置、応急措置、緊急措置、特定空家の認定、除去費の助成や上乘せ規定も含めて整理して、条例制定に向け取り組み、住民の生命、身体、財産を守り、安心・安全な空き家対策を進めていきたいと考えております。

以上です。

○3番（梅野美智代） はい。

○議長（杵本光清） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） 次に、安心安全推進課で実施している住宅診断について、過去5年の件数と目的をお聞かせください。

○企画部次長（森嶋雅也） 議長。

○議長（杵本光清） 森嶋企画部次長。

○企画部次長（森嶋雅也） 安心安全推進課で実施しておりますのは住宅の耐震診断ということでございまして、過去5年間、平成28年は8件、29年は1件、30年は1件、31年は2件、令和2年は5件、5年で17件となっております。

耐震診断といいますのは、住宅や建築物が地震に対してどの程度の体力を持っているかということを調査するものでございます。それをすることによって耐震改修を促進して、地震に強いまちづくりをしていこうとするものでございます。

○3番（梅野美智代） はい。

○議長（杵本光清） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） 河合町空き家等の適正管理に関する条例を進めていく中で、特別措置法を生かして、所有者が空き家の撤去をちゅうちょする原因の撤去費用や撤去後の土地に係る固定資産税が増えることに対して軽減特例も解除されれば、河合町の税収も増えることにつながると考えます。

そのほか、撤去を躊躇する方に対して、既に全国では撤去施策をしている自治体もあります。撤去費用では、撤去する所有者に対して助成措置を取り入れている自治体、固定資産税が増えることに対して、空き地の寄贈を条件に町が施行主体となり、全額費用を助成しているところもあります。逆に撤去費用の助成は行わず、固定資産税の軽減措置を解除することによって、空き家の所有者による自発的な取組を促す施策を行っているところもあります。また、空き家を公営住宅として活用する事例もあります。

先日、空き家に関する地方公共団体の取組の研修に参加しました。その際に、Uターン・Iターン世帯に対する空き家の購入費用や家賃に対する補助制度を設けたり、空き家バンクに登録予定の空き家に対する建物状況調査、リフォームの費用、仲介手数料に対する制度を設ける自治体があるとのこともお話も聞かせていただきました。

こういった取組を参考に、河合町においても、役場内の関係する課が連携した多面的な取組をしていき、増加する空き家問題に対応するには、所有者の空き家の適切な活用・管理を促しつつ、安全の確保等を図り、周辺住民からの申立てを踏まえ、各関係部署が現状調査、所有者等への働きかけ、規制、支援等で連携・協力するとともに、次長が先ほどご答弁くださったように、自治会との協力をよろしく願いいたします。

最後に、まちづくり推進部地域活性課におかれましては、住民の方々からの現場対応についても早く適切な処置をしていただき、感謝しております。このような現場での様々な業務がある中で、今後、協議会の設置、空き家対策計画の策定を行い、特定空家の認定の取組をしていく上で、空家対策室窓口の充実化を図るためにも人員の確保も必要かと思っておりますので、効果的、効率的に行えるようによろしく願いいたします。

次に、通学路についての再質問をさせていただきます。

コロナ禍の新しい生活様式として、各学校による安全対策については分かりました。

先日、旧三小校区の通学距離が長くなったことにより、子供たちの一時的休憩場に日陰がないのでテントをとというお話があったかと思われそうですが、まほろばホールやニッセイエデンの園もいいですが、通学路と外れ、そこまで足を延ばさなければならないという点から、通学路上にある駐輪場に屋根をつけていただき、お茶を飲む間や信号待ちの間だけでも暑さをしのげる場所を作ってもらいたいと考えます。

現在は、自転車についても屋根がないため所定の場所に止めており、駐輪場としての機能すら果たしておりません。保護者等によりいろいろな要望があると思いますが、できないで終わらせるのではなく、一つ一つの意見に耳を傾け工夫を凝らして、今何ができるのかを

一緒に考えて、実現に向けて動いてもらいたいと思います。

また、他の市町村の取組として、傘差し登校を推奨しているところもあります。傘を差すことで集団登下校時にソーシャルディスタンスが自然な形で確保でき、直射日光も避けられる、熱中症対策、暑さ対策ではマスクを外せるという利点があり、それに伴い荷物も極力減らす等の配慮もされています。

河合町においては、このような傘差し登校を推奨される考えをお聞かせください。

○生涯学習課長（小槻公男） 議長。

○議長（杵本光清） 小槻生涯学習課長。

○生涯学習課長（小槻公男） 私のほうからは、歩道の横、図書館の横の駐輪場に屋根をつけられないかという点について回答いたします。

図書館及び隣接するニッセイエデンのほうでも子ども110番の家の旗を掲示していただきまして、現在、登下校の途中での休憩であるとか、トイレの使用もできるように連携をしております。しかしながら、歩道から離れるというふうなところと、また休館日等でこれらの施設に入れない場合、あるいは急な雨を避けたりするようなどきには、ご指摘の駐輪場の屋根というのは有効であるのではないかというふうに考えられます。

そこで、図書館、まほろばホール利用者の利便性や安全性なども考慮し、必要に応じて対処していきたいというふうに考えています。

以上です。

○教育総務課長（中尾勝人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中尾教育総務課長。

○教育総務課長（中尾勝人） 私のほうからは、傘差し登校を推奨される考えはないのですかということで、回答させていただきます。

熱中症対策として、小中学校共に保護者宛てに傘差しの許可を通知しております。傘を差すことでソーシャルディスタンスを自然な形で確保することができますが、今回、マスクを外す子供は少なかったというふうに聞いております。また、雨傘を日傘の代わりに持ってきている子供もおったのですが、雨傘だと中の温度が上がり、逆に暑いと感じる子供が多かったということも聞いております。

傘の着用率につきましては、全体で約15%、ほとんど女子の児童生徒が多数ということで占めております。

傘差し登校につきましては、熱中症対策の一つということで考えておりますので、毎年継

続していきたいと考えております。

以上でございます。

○3番（梅野美智代） はい。

○議長（杵本光清） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） ありがとうございます。

傘差し登校を強要するものではありませんが、許可だけではなく、きちんと傘差し登校の利点を保護者、児童に周知した上で今後は進めていってほしいと思います。

ありがとうございました。以上で私からの質問を終わります。

○議長（杵本光清） これにて梅野美智代議員の質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

再開は、午後2時55分といたします。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 2時55分

○議長（杵本光清） 再開いたします。

◇ 長谷川 伸 一

○議長（杵本光清） 5番目に、長谷川伸一議員、登壇の上、質問願います。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

（7番 長谷川伸一 登壇）

○7番（長谷川伸一） 議席番号7番、長谷川伸一。

通告書に基づき、一般質問いたします。

質問番号1、土地開発公社関連の町有地売却計画について、6月議会に続いて再度質問いたします。

質問①開発公社から引き継いだ町有地約3万平米、当時の時価評価額は約6億4,300万円

です。3月議会で担当課長から、現在の時価評価額を算定中と答弁いただいています。時価評価額は算定できていますか、お答えください。

質問②現在も存続している土地有効活用検討委員会は過去何回開催しましたか。

認定こども園建設計画の発表当初、町は、建設費の半分約6億円は、第三小学校跡地を宅地開発用で売却し、若い世代流入策を講じて年当たり3,000万円の税収増を図り、20年間で約6億円を捻出する計画でした。第三小学校施設を河合町のシンボルとなる複合施設へのリノベーションへ計画変更した場合、この6億円を今後どのように捻出するのですか。河合町公共施設再編と併せて、遊休用地の売却計画を早急に立てる必要があるのではありませんか。町民代表（有識者を含む）、町職員と議会代表の3者で土地売却並びに有効活用検討委員会を新たに設置することを提案します。清原町長のお考えをお示しください。

質問2、河合町図書館の蔵書数について。

質問①河合愛A I構想の3本柱の一つ、教育に関連しますが、町の図書館の蔵書数は幾らでしょうか。

奈良県市町村の中でも蔵書数が少ないほうだと聞いています。読み書きは教育の根幹に値するものと考えますが、今後の河合町図書館をどのようにしていくのか、清原町長の構想を教えてください。

質問3番、令和元年度決算について。令和元年度決算監査も8月に実施され、一般会計、特別会計の決算額が確定したと思います。

質問①一般会計について、歳入、歳出の決算額、翌年度繰越し財源額と実質収支を教えてください。

質問②歳入、歳出の予算額と決算額の差異（乖離）はいかほどですか。差異の主なる要因をご説明ください。

質問③歳入について。

a) 町債、令和元年度に起債（借金）した額は幾らですか。

b) 財産収入の一つ、財産売却収入は幾らですか。

c) 町民税、固定資産税、軽自動車税などは幾らですか。予算額に近い数字の収入はありましたか。収入に不足発生の場合は、いかなる要因によるものかご説明ください。

d) 地方交付税（普通交付税と特別交付税）元年度予算は20億2,400万円ですが、決算では幾らになっていますか。

e) 繰入金（基金取崩し額）の当初予算は10万円でしたが、何度かの補正予算で約1億円

になっています。決算で最終的に幾ら基金から取り崩したのですか。

質問④歳出について。

f) 予備費2,500万円、元年度に予備費から充当した額は幾らですか。令和元年度第4四半期で突発的に発生したコロナウイルス感染対策に予備費から幾らか充当しましたか。

h) 公債費について、元年度の元金償還、利子償還の予算額と決算額を教えてください。

i) 困窮の町財政の下、令和元年度元金償還の一部4,195万円を繰り延べしたことが6月議会の坂本議員の一般質問で判明しました。特別会計を含めて、この4,195万円以外に支払い先送りのケースはありますか。

j) 令和元年から令和4年までに公債費を一部支払猶予したことにより、幾らほどの利子が増えますか。

k) 一般会計から水道会計への元年度の返還額は幾らですか。

質問⑤財政指標などについて。

l) 令和元年度の経常収支比率は幾らになりますか。公債費4,195万円を猶予しなければ経常収支比率は幾らになりますか。

m) 令和元年度末の地方債残高を教えてください。

n) 実質公債費比率は幾らになりますか。

o) 各基金残高を教えてください。

p) 将来負担比率は幾らになりますか。改善できましたか。

q) 令和元年度一般会計の最終に補正予算を組んだのはいつですか。予算上、基金残高は約9,000万円になると思いますが、現実には幾らですか。出納閉鎖時期の5月に取崩し額3,500万円減額の補正予算が出されたにもかかわらず、逆に5,000万円ほど取り崩しています。なぜこのような真逆の会計処理になったのでしょうか。詳細なご説明をお願いします。

質問⑥水道企業会計について。

r) 令和元年度営業収入・支出と損益は幾らですか。

s) 水道会計の起債残高は幾らですか。

t) 会計責任者にお尋ねします。さきに述べました元金償還繰延べ4,195万円ですが、外部、つまり市中銀行などに払う利息を節約するため、5,000万円を水道会計に戻さず、予算どおりに元金償還することは考えつかなかったのですか。見解をご説明願います。

質問⑦下水道特別会計について。

u) 令和元年度に借りた起債額と平成30年度、令和元年度の起債残高を教えてください。

v) 元年度の一般会計からの繰入金は幾らですか。平成30年度と比べて増減はありますか。

w) 今後、ニュータウン地区での下水道管の老朽化が一層進み、耐震工事等の経費が増大していきます。そこで、下水道料金の改定のお考えはありますか。

次、質問4、令和3年度の予算編成方針について。

河合町の町財政運営は崖っ縁に立っています。預金もほとんどなくなっております。今までとは全く違った思考、やり方、発想転換して予算編成せざるを得ない状況であると判断しています。

来年度の予算編成は、積み上げ型ではなく、前年前例にこだわらず、町長自身の考え、思い切った明確な方針、政策決定が最大のポイントと考えます。強いリーダーシップを発揮していただき、清原色の濃い令和3年度の予算編成方針を12月議会までに策定していただき、議会と町民にお示しください。

自席にて再質問いたします。

○町長（清原和人） 議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） それでは、私に対しましてのご質問を頂きました。お答えさせていただきます。

まず初めに、土地開発公社関連の町有地売却計画に関する内容と令和3年度の予算編成についてお答えいたします。

これまでに第三小学校の跡地を売却して認定こども園の建設費用に充てるという議論はあったと聞き及んでおります。第三小学校跡地の利活用につきましては、ファシリティマネジメント推進室を設置し、様々な検討を進めているところですが、その結論に関係なく、今後の行政運営に係る財源の確保は重要な課題だと思っております。

不要な土地を処分し売却収入を得るとともに、それらの土地の管理費用を削減するという事は財源確保に非常に有効な手段であることから、引き続き積極的に進めてまいりたいと考えているところであります。

議員からご提案いただきました土地売却並びに有効活用検討委員会につきましては、有識者を含む住民の代表者や議会議員にご参加いただき、町有財産の売却や活用についてご議論いただくことは当然必要なことと考えており、そういう視点を持って既に設置しております河合町町有財産等売却処分審査委員会において、引き続き検討していただきたいと考えております。

次に、令和3年度の予算編成につきましては、本町では、国や県の予算編成に関する方針等を参考に、毎年11月に予算編成方針を作成しております。12月にはお示ししたいと考えています。

なお、令和3年度はコロナ禍に伴う町税等の減収が想定されることから、国や県に対して強力に財政措置を要望し、財源を確保しながら河合愛A I構想を着実に進めていきたいと考えております。

以上です。

○総務課長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） それでは、1番目にご質問いただきました土地開発公社関連の町有地売却計画の残る部分につきましてお答えいたします。

本町が保有しております旧土地開発公社保有地の時価評価額は、現在5億5,350万5,647円となります。この額といたしましては、代物弁済として受けた際に算定した評価額である6億4,328万9,356円と比較して8,978万3,709円下落しておりますが、そのうち3,658万986円は用地売却に伴うものであることから、純粋な下落額といたしましては5,320万2,723円です。約8.3%の下落率となっております。

なお、ご質問にありました土地有効活用検討会の開催実績につきましては、この検討会は平成11年に設置して幾度となく開催はしておりますが、その開催回数につきましては不明となっております。

以上です。

○生涯学習課長（小槻公男） はい、議長。

○議長（杵本光清） 小槻生涯学習課長。

○生涯学習課長（小槻公男） 私のほうからは、2つ目の河合町図書館の蔵書数について回答いたします。

令和2年度3月末で一般書が3万1,330冊、児童書が1万9,651冊の合計5万981冊となります。また、閲覧室で実際に手に取って見ることのできる開架図書が3万399冊、書庫に保管している閉架図書が2万582冊となっています。

図書の分類別といたしましては、一般書は文学が46.7%を占めています。児童書も文学が40.5%、次いで絵本が29.8%となっています。また、コロナ対策としての1次交付金での購入図書は、児童書の割合を多くしています。全て新規の図書ですので、整理が済んだものか

ら順次閲覧室に配置をしています。

この蔵書につきましては、町長就任以来、図書を購入するに当たり、限りある財源の中ではありますが、子育て支援に重点を置き、児童書等を増やしています。今後、蔵書の保管方法や構成の見直しなどを含め検討していきます。

以上です。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） この件に関しまして引き続きお答えいたします。

私も議員であったときに、河合町立図書館につきましては、近隣に大規模な図書館もあることから、特化した図書館を目指すべきではと考え、発言してまいりました。

教育は、河合構想の3本柱の一つになっております。町の未来を担う就学前の子供の教育に結びつく、また子育て世代の支援となるような特色ある図書館を目指していきたいと考えております。具体的な方法につきましては様々な課題もございますが、それをしっかり整理しながら検討していきたいと考えております。就学前の子供たちを河合町の図書館は特に、全ての方を支援する、それが原則なんですけれども、特色としてそういう部分を強めていきたいと考えております。

以上でございます。

○総務部次長（上村卓也） 議長。

○議長（杵本光清） 上村総務部次長。

○総務部次長（上村卓也） 私のほうからは、3つ目の令和元年度一般会計の決算について答弁させていただきます。

まず1つ目、決算額ということですが、令和元年度の一般会計決算額は、歳入73億8,995万5,000円、歳出73億7,041万9,000円、差引き額は1,953万6,000円で、ここから翌年度繰越し財源9万9,000円を控除した実質収支は1,943万7,000円となっております。

2つ目、予算額と決算額の差異ということです。最終予算額と決算額の比較で差異が大きいものとしましては、歳入で繰入金が増加したものの町税で3,600万円の減額、地方消費税交付金で2,000万円の減額、臨時財政対策債を含む地方交付税で1億2,300万円の減額。一方、歳出では、不用額としまして、人件費9,000万円、扶助費3,900万円、公債費4,200万円などとなっております。

3つ目の歳入決算額ですが、起債借入れ額13億6,100万円、財産売払収入800万円。町税は

後ほど税務課のほうで報告させていただきます。地方交付税19億6,600万円、繰入れ金額1億4,800万円となっております。

次に、歳出の決算額としまして予備費充当額2,100万円、元年度につきましては、コロナウイルス感染関連の予備費充当はございません。公債費につきましては、元金の予算額10億4,000万円、これに対しまして決算額9億9,900万円、利子の予算額9,000万円、決算額も同額となっております。

次に、元金償還を繰延べしたことにより、利子支払い額が6,600万円増加すると見込んでおります。一般会計以外には償還繰延べは行っておりません。

財産管理費の水道事業会計への返還額は、利子相当額を含んで5,400万円となっております。

5番目の財政指標につきましては、経常収支比率102.2%、償還繰延べをしなかった場合は103.1%、実質公債費比率20.8%。なお、将来負担比率につきましては225.3%ですが、認定こども園や学校空調整備などにより、以前から比率が上昇することは見込んでおりました。

次に、地方債残高は131億1,500万円、各基金の5月末残高は、財政調整基金4,100万円、地域振興基金300万円となっております。

補正予算についてですが、最終が令和2年3月31日付の専決となっております。ここでは必要最低限の地方債の増額補正のみを行い、その財源調整として基金繰入金を減額いたしました。その後、出納閉鎖時におきまして財源が不足したため、基金から繰入れを行ったものでございます。

続きまして、6番目の企業会計についてのtの部分を答弁させていただきます。

元金償還繰延べに代わり、水道事業への返還を延伸すれば利子を節約できたのではないかとありますが、これにつきましては、水道事業会計への返還については、当初ペイオフ対策として、水道事業が保有する現金預金の安全性を確保するため、平成16年度に行いました。

しかし、その後の国の三位一体改革や三セク債の発行などにより本町の一般会計が厳しくなり、当初の繰戻し計画から平成20年、25年の2度にわたり変更を行ってきたことや、今後、水道事業会計におきまして事業を運営していく上で必要となることも考えられるため、一般会計としては、現行の繰越し計画に基づき、元金に利子相当額を加算して水道事業会計に繰り戻す予定をしております。

以上でございます。

○税務課長（新井俊洋） はい、議長。

○議長（杵本光清） 新井税務課長。

○税務課長（新井俊洋） 私のほうからは、歳入について、Cの質問としまして、町民税、固定資産税、軽自動車税などは幾らですか、予算額に近い数字の収入はありましたか、収入が不足の発生の場合はいかなる要因によるものか説明くださいという質問に対してお答えさせていただきます。

令和元年度決算における町税収入につきましては、まず個人町民税の現年度分は、収入額9億8,667万7,000円であり、予算額との比較ではマイナス2,933万1,000円、滞納繰越し分としましては収入額868万8,000円、予算額との比較ではプラス82万5,000円となっております。

予算額と比べまして収入額が不足した主な要因としましては、年金所得者の所得の減少、譲渡所得、退職所得の減少により課税額が減少したものでございます。

2番目としまして、法人町民税の現年度分の収入額は1億4,044万7,000円、予算額との比較ではマイナス582万7,000円となっております。滞納繰越し分としましては収入額30万3,000円、予算額との比較ではマイナス10万3,000円でございます。

予算額と比べ収入額が不足した要因は、法人所得の減少により課税額が減少したものの、また滞納繰越し分につきましては、納税を促したものの納付いただけなかったものでございます。

3つ目としまして、固定資産税の現年度分の収入額8億129万7,000円、予算額との比較ではマイナス328万4,000円でございます。滞納繰越し分につきましては収入額1,595万8,000円、予算額との比較ではプラス920万円でございます。

予算額と比べ、現年度分の収入額について不足しております。この要因につきましては、土地について、住宅用地の適用や地目の変更により課税額が減少したものでございます。

4つ目としまして、軽自動車税の現年度分の収入額は3,676万4,000円、予算額との比較ではプラス3万2,000円、滞納繰越し分は収入額55万5,000円に対して、予算額との比較ではプラス16万1,000円です。予算額と比べまして、現年度分、滞納繰越し分共若干の増収となっております。

5つ目としまして、町たばこ税につきましては、収入額8,412万5,000円、予算額との比較ではマイナス797万5,000円となっております。

予算額と比べ収入額が不足した要因は、たばこ販売価格の値上げに伴う販売本数の減少により、課税額が減少したことによるものでございます。

以上でございます。

○まちづくり推進部次長（石田英毅） 議長。

○議長（杵本光清） 石田まちづくり推進部次長。

○まちづくり推進部次長（石田英毅） 私のほうからは、まず3つ目の⑥、水道企業会計について答弁のほうをさせていただきます。

最初に、令和元年度営業収入、支出と損益は幾らかといったご質問でございます。

収益的収入が税抜きで5億3,953万1,465円、収益的支出が税抜きで4億7,549万7,873円、差し引き6,403万3,592円の純利益となっております。

次に、水道会計の起債残高は幾らかというご質問でございます。

水道会計の未償還残高は4億4,844万6,235円となっております。

次に、3つ目の⑦、下水道事業特別会計について答弁させていただきます。

最初に、令和元年度に借りた起債額と平成30年度、令和元年度の起債残高はというご質問でございます。

令和元年度起債発行額が1億4,620万円、平成30年度の起債残高が44億9,325万8,044円、令和元年度の起債残高が43億62万2,416円となっております。

次に、令和元年度の一般会計からの繰入金は幾らか、平成30年度と比べて増減はあるのかというご質問でございます。

令和元年度の一般会計からの繰入金は2億6,312万7,701円、平成30年度と比較いたしまして933万9,380円の減となっております。

次に、今後、ニュータウン地区での下水道管の老朽化が一層進み、耐震工事等の経費が増大する。そこで、下水道料金の改定の考えはあるのかというご質問のほうでございます。

下水道事業特別会計歳入財源のお話になりますが、令和元年度決算におきまして、収入額の39.2%が一般会計からの繰入金に依存している状況でございます。この繰入金につきましては、先ほどのご質問に付随する内容でございますが、公共用水域の水質保全に寄与すべきものとして一般会計が負担する額2億959万5,975円及び赤字補填額として5,353万1,726円の内訳となっております。受益者負担で賄う公営企業の原則から見ますと、健全な事業運営とは言えない状況でございます。

今後におきましては、健全な事業運営を行うに当たりまして、さらなる経費の節減に努めますとともに、下水道料金につきましては、常に検討し続けるものであると認識しておるところでございます。

以上でございます。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 再質問いたします。1番の町有地売却計画、質問①の関連で再質問します。

令和元年度に売却した土地の件数を戸別ごとに面積と金額を教えてください。

○総務課長（小野雄一郎） 議長。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） 令和元年度に売却した土地の実績でございますが、町有地売却収入の実績としまして、まず金額が829万3,490円でございます。その内訳でございますが、大字川合地内の法定外公共物、里道ですね、これの払下げといたしまして、面積が300.79平米、金額が438万2,210円。そしてもう一つが、またこちらも法定外公共物の里道の払下げでございます、大字穴闇地内で215平米、金額が391万1,280円となっております。

以上です。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） ありがとうございます。これらの用地は、土地開発公社関連の遊休地ではないということです。

この売却に関して、地積調査、つまり実測境界を確認の上、売却されたのでしょうか、教えてください。

○総務課長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） こちらの用地でございますが、売却前といたしますか、里道としての用途を廃止する際に境界を確定して、境界確定した状態で売却させていただいております。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） はい、分かりました。

平成26年から令和元年度の期間での公社関連の町有地の売却の面積と金額を改めて教えてください。

○総務課長（小野雄一郎） 議長。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） 土地開発公社解散により町が引き受けてからの用地売却の実績でございまして、平成27年度に3,262.73平米、8筆、金額としまして3,330万2,500円ございまして。その次に、平成29年度、216.93平米、これがもともと引き受けた際は8筆の土地であったものを合筆いたしまして、その一部を売却しております、475万1,000円となっております。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 町長にお尋ねします。

今のような公社関連の町有地の売却が実際はあまり進んでおりません。今答弁いただいた件なんです、私の提案しているのは、3者による新たな検討委員会を設置して、もっと実効性のある、即効性のある検討委員会を立ち上げて、早く現金化するという計画をしてはどうかということなんです。

町長の答弁で、売却処分審査委員会は、前回の議会でも聞きましたけれども、13回ぐらい審議しています。構成メンバーを見ても全町民にわたっていません。議員も特定の地域の議員がほとんどなっていますから、私がお願いしたいのは、町全体でもう一度新たな町有地売却と利活用の検討の委員会を設置すべきじゃないかということなんです。

ほんで前回、議会では、売却審査委員会は、この事案に対して売却の価格はいいですよとか、そういう基準とか、そういうことを中心にやっておられるということになっていたんですけども、約2万8,000平米ある土地をどういうふうにして今後売却、5ヶ年計画か1年計画かを具体的に組んで、町側でまず試案を出して、それで地域の住民や学識者等に参加していただいて新たにやる必要があるんじゃないかと。

このままいってたら全く売却が進んでいないし、今聞きました5億何ぼの時価評価額も坪当たり7万円ぐらいになります、計算しましたら。本当にそのお金が5億円でももう今欲しいですね。そういったお金を今逼迫しているうちに具体的にやっぱり、町長、もう少し、言うたらあれですけども、危機感を持って対処していただきたいなと思っています。その点、どういう考えか教えてください。

○町長（清原和人） 議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 今ご指摘のあったことなんですけれども、私も、議員時代というか、河合町の町有財産等売却処分審査委員会に入らせてもらって、中でいろんな議論をさせていた

できました。公社を含めましていろんなところの土地の審議をして、多分広瀬台保育所のこともそこに入っていたかなと思うんですけども、とにかく内容的にいいましたらかなり深い議論もできましたし、それから、どんどん情報発信をしていく取組もできました。ただ、昨年から今年にかけて開催ができていないというようなところもございます。それは本当に反省しなければいけない部分かなと思っております。

今、担当課に命じまして、とにかく早くいろんなことが進むようにということでちょっと指導もしております。そういうことで、私の答弁では、これをしっかり充実させることが一番大事かなと。ただ、今、議員がおっしゃったように、本当に喫緊の問題でいろんなことを抱えております。だから、そういうことでもし対処し切れない部分がありましたら、議員提案のこともしっかり考えていく必要があるかなと思いますので、本当に貴重なご意見を頂いたと思っております。そういうことでちょっと返答させていただきます。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） じゃ、時間があまりないので、次、1番目の②です。

土地有効、これなんですけれども、公共施設再編計画の素案は、前回には9月頃までに作成すると聞いていたんですが、できましたでしょうか。公共施設ファシリティマネジメントになると思うんですけども、この素案が9月頃ということで聞いておるんですけども、できましたでしょうか、教えてください。

○企画部長（福井敏夫） 議長。

○議長（杵本光清） 福井企画部長。

○企画部長（福井敏夫） 今の議員のご質問なんですけれども、ファシリティマネジメントはチームとして事業は進んでおります。ただ、その内容等につきまして、通告書にもございませんでしたので、今の段階ではちょっとご用意しておりませんので、その辺のご了承だけよろしく申し上げます。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） じゃ、改めて後日、いつ頃素案ができるかご回答ください。

再編計画の内容についてちょっとお聞きしたいんですが、第三小学校以外の全公共施設に関する再編計画も立案していただきたいと思いますので、この計画についての段取り等も後日報告をお願いします。

じゃ、2番目については終わります。

次、図書館の蔵書数について。

今、河合町は、町レベルとしては本当に最低レベルの蔵書数になっております。もう平群町で6万8,000冊ぐらいあったと思うんですけども、非常に限られたまほろばホールスペースの中でどうやって図書館を有効にやるかということなんですけれども、今、清原町長が言われたように、児童図書館として特化する方法とか、やっぱりいろいろなことが考えられると思いますので、今後、そのような内容を第三小学校のリノベーションと併せて考えていただきたいと思います。

その点、清原町長は、例えば第三小学校を児童図書館に持っていくとか、で、今の図書館は一般図書館にするとか、そういった構想は、お考えはされていますか。その点、ちょっと。

○町長（清原和人） 議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 今、議員ご指摘のことにつきましては、ファシリティマネジメント推進室でしっかり案を練っているということで、まだ具体的な部分は私も聞いておりません。ただし、今言っていたことにつきましてはしっかり私の頭の中に入れてまして、何とかうまく活用できるようには考えてまいりたいと思います。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 5月前半でしたか、図書館で雑誌の購入をもう取りやめるという情報が入りました。雑誌の購入をやめた場合、幾ら経費が節約できるか教えていただけますか。

○生涯学習課長（小槻公男） 議長。

○議長（杵本光清） 小槻生涯学習課長。

○生涯学習課長（小槻公男） 今ちょっと手元に資料がございませんので、また後で示させていただきますと思います。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 雑誌の購入、金額はそんなに、100万もかからないと思うんですけども、そういった金額をもし節約するんでしたら、もっと児童書のほうを買っていただくとか、そういう策も考えただいてということをお願いします。

時間がありませんので、次は決算についてお聞きします。

令和元年度の決算について、質問③のeと⑤のqに関連して再質問します。

5月8日の臨時議会に上程の承認第1号 令和元年度一般会計、町長専決、3月31日付で町債を3,500万増額して繰入金3,500万を減額補正しています。3月31日時点と5月31日までの出納閉鎖期間でどのような誤算が生じたのでしょうか、教えてください。

○総務部次長（上村卓也） 議長。

○議長（杵本光清） 上村総務部次長。

○総務部次長（上村卓也） お答えさせていただきます。

先ほどちょっと説明をさせていただきましたように、最終の専決は3月31日付で行わせていただいております。その際に、最低限の必要な部分の補正ということで、地方債の増額のみをさせていただきました。それに伴う財源の調整として基金繰入金を減らさせていただいたというようなことでございます。その後の出納閉鎖に伴って、不足の財源確保としまして基金の繰入れを行ったということでございます。

○7番（長谷川伸一） はい。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） その点なんですけれども、4月1日から5月までの2か月の間で、各部局から支出の明細が財政課へ上がってくるのが遅かったのでもないんですか。そこら辺、私はあまり詳しくないんですけれども、ガバナンスがどうなってるかということなんですよね。1日前のことは分かるけれども、1か月前は分からんよというのでは困ることですから、そこをお聞きしたいんです。逆ですよ。

基金は計算したら1億ぐらい残らないかんけれども、今お聞きしたら4千何万しかないわけですよ、現状は。そんな会計処理とか財政運営では、もう大変なことではいららしますよ。心配でたまりません。その点、しっかりと見て、各部局に今どういう歳出が残ってるんや、ツケが残ってるんやということを確認しないけないんじゃないですか。そこをやっぱりきっちり。

基金取崩しは地方財政法上の第何条かで書かれています。1番、2番、3番、4番とあります。その根拠はどういう理由ですか、教えてください。地方財政法上の第何条か忘れてましたけれども、基金繰出しはどういう理由でどういうときに使えるというのを、その根拠を教えてください。

○総務部次長（上村卓也） 議長。

○議長（杵本光清） 上村総務部次長。

○総務部次長（上村卓也） すみません。条文のほうは今ちょっと手元に資料がありませんね

んけれども、財政調整基金という基金そのものの趣旨としまして、年度内の財源の調整を行うというものでございます。最終的に基金を取り崩し、調整を行わせていただいたというところでございます。

○7番（長谷川伸一） はい。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） じゃ、また次、その件は決算委員会がありますので、引き続き質疑させていただきます。

次、予備費の使い方、充当についてお聞きします。

毎年2,500万円の予備費を河合町は組んでおります。ほんで今年度は約2,100万ほど使われています。あと400万ほど予算措置の枠が残っています、令和元年度は。コロナが1月、2月、3月、4月と発生したときに、コロナの対策の例えば消毒液とかマスクとかいうことには使われなかったんですね。それだけ確認します。教えてください。

○総務部次長（上村卓也） はい。

○議長（杵本光清） 上村総務部次長。

○総務部次長（上村卓也） 元年度の予備費としてコロナに関連する部分では支出しておりません。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 令和元年度の予備費の充当の実績を見ますと、令和元年4月1日に文化会館施設管理費委託800万円、6月26日に児童館運営費、これは水道光熱費やと思うんですけれども、75万5,000円充当しております。本来の予備費として充当する事業ではないんじゃないですか。

令和元年度当初予算は骨格予算でした。けども予備費というのは、災害が起きたときとか、もう緊急の事業に使うものであります。最初の令和元年度の4月1日に800万円、まほろばホールの業務委託に使うために組替えしているということは非常に本末転倒していると私は理解しておるのですが、その点、教えていただけますか、どういうご見解なのか。

○総務部次長（上村卓也） 議長。

○議長（杵本光清） 上村総務部次長。

○総務部次長（上村卓也） まほろばホールの800万円の予備費ということでございます。

元年度につきましては、骨格予算で計上しておりました。そのため、町長も替わられるというところで、次期町長の判断を仰ぐというようなものと、あと、1年間必要である経費と

いうものを分けて予算を組んでいるわけですが、その際に予算の計上誤りということで、この部分につきまして、急遽4月1日付で予備費を充当させていただいたということでございます。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） じゃ、水道企業会計についてお聞きします。何点か質問があるんですけども、時間がないので。

7月の新聞報道で、大和郡山市が水道事業の貯金、内部留保約81億円のうち28億円を市本体の財布である一般会計に移すことを決めました。5年後の県域水道一体化計画のご説明を願います。

○まちづくり推進部次長（石田英毅） 議長。

○議長（杵本光清） まちづくり推進部次長。

○まちづくり推進部次長（石田英毅） 県域水道一体化構想のほうでございます。

このことにつきましては、2017年10月の市町村長サミットで構想を提示されたものでございます。県下水道事業体が県営水道を含め1つになるといった趣旨のものでございます。人口減による水需要の減少、施設更新費の増大等、水道事業の課題を解決し、業務効率化と経費節減を図ることが目的とされているところでございます。

現在、県水道局を初め、県下事業体におきまして検討作業中でありまして、具体的内容につきましては、改めましてしかるべき時期にお示ししたいと考えておるところでございます。今後のスケジュールといたしまして、2024年度に企業団設置、翌2025年度に事業開始の予定となっております。

以上でございます。

○議長（杵本光清） 長谷川議員、残り1分でございます。

○7番（長谷川伸一） 水道会計は、今、一般会計に貸し付けとる3億5,000万以外で内部留保は幾らございますか。

○まちづくり推進部次長（石田英毅） 議長。

○議長（杵本光清） 石田まちづくり推進部次長。

○まちづくり推進部次長（石田英毅） キャッシュベースという形でお答えさせていただきたいと思いますが、今、債権、あと3億5,000万の元金のほうでございますが、それを除きまして約4億円、そちらのほうは内部留保のキャッシュベースといった形でございます。

○7番（長谷川伸一） はい。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 時間がないので、最後の予算編成について町長にお尋ねします。

実は、11月に発行した岡井町長の平成31年度予算編成方針と清原町長が去年の11月26日に出した予算編成方針を読ませていただきました。これについては本当にステレオタイプで、もう文言は一緒で、大体ほとんど数字だけ変わっているような状況で、項目についても、全く同じような文書になっておるんですね。本当にこれが清原さんの考えている編成方針を反映しているのか、それを聞きたいので、令和3年度はこういう紋切り型でなくて、もう清原さん独自にお考えをもっと出していただくような編成方針を組んでいただくようお願いいたします。

これを本当に読んでいただいたら、以前の予算委員会でもちょっと簡単に触れましたけれども、改めて予算が大事なので、その点だけよろしく願います。そのお考えだけちょっと。

○町長（清原和人） 議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 一番初めにもちょっと説明させていただきました。今年度はコロナ禍もありますし、いろんな面で通常では考えられない、そういう状況になっておりますので、しっかりそういう部分も頭の中に入れることと、それから、今日ずっと1日、もういろんな議員の方からご質問していただきました。やっぱり財政を健全化するというのを第一に頭に置きまして、しっかりしたそういう予算を組んでいきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（杵本光清） これにて長谷川伸一議員の質問を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（杵本光清） お諮りいたします。

本日はこれにて散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 3時47分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 杵 本 光 清

署 名 議 員 梅 野 美智代

署 名 議 員 佐 藤 利 治